

30年のあゆみ

公益社団法人緑の安全推進協会

設立 30 周年記念誌

30 年のあゆみ

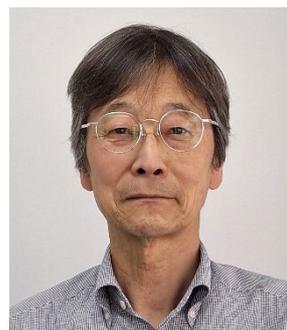
<目次>

1. 会長挨拶	1
2. 寄稿	3
3. 沿革	17
4. 目的及び主要事業	20
5. 資料	
・ 緑の安全推進協会	36
・ 緑の安全管理士会	41
・ 行政動向	43



1. 会長挨拶

設立 30 周年を迎えるにあたって



公益社団法人 緑の安全推進協会 会長 根岸 寛光

このたび(公社)緑の安全推進協会は、法人として設立 30 周年を迎えることができました。これも会員各位をはじめ、農林水産省、環境省、関係諸団体等多くの方々のご協力あってのことと、心より感謝申し上げる次第です。

本協会は、農薬メーカー、販売業者、防除業者、ゴルフ場関係者などが、特定の立場を離れて結集し、農薬の適正使用の推進と正しい知識の普及啓発を行うことを目的として、任意団体であった「緑の安全推進協会」と、同様の目的で緑地分野での活動を行っていた「全日本緑地管理協議会」を発展的に解消して合体させ、平成 7 年 5 月 31 日に農林水産省から社団法人の認可を受けて出発した団体です。

本協会の大きな事業としては、農薬の適正使用に関する研修「緑の安全管理士」資格認定(公益目的事業1)、農薬の安全使用に伴う知識・技術の普及・啓発(公益目的事業2)および農薬の安全使用に関する図書・印刷物の発行(公益目的事業3)があり、設立から 20 年近く順調に活動を続けてまいりましたが、これらの事業の推進には、特定の立場に偏ることなく公平かつ客観的な立場が求められ、そのためには公益法人の認定を得ることが極めて重要と考え、当時の関係者の尽力により、平成 25 年 4 月 1 日に公益社団法人緑の安全推進協会として認定を受けることができ、関係各方面からの相変わらずのご支援をいただくことにより活動を継続して参りました。昨今においても農薬取締法や植物防疫法の改正、それに伴う関係省令や通達等の発令などが行われ、当協会としてもこれらについて種々対応をしてきたところです。また「緑の安全管理士会」のロゴマークを作成し、当協会の事業についてさらなる周知を図ったところです。このような中ここに設立以来 30 年という節目を迎えることができました。改めて関係各位のご協力に深く感謝申し上げます。

さてこの間、当協会に活動に種々影響を与えたことのうち最も大きな影響を与えたのはコロナ禍ではなかったかと考えます。コロナ禍は、日本は言うに及ばず世界全体を巻き込み、人の手では制御しきれない大きな壁という存在があることを改めて気付かせたものの一つではないかと思えます。地震や気象災害など人の手に余る災害は他にもありますが、これだけ広い範囲に長期にわたって影響を与え続けた厄災はめったにないことです。コロナ禍の拡大防止に対しては、生身の人間が同一場所に集まらないことが有効と判断されたため、あらゆる人間生活の場面において制約が課されることとなり、当協会の公益事業の大きな柱である研修会や講演会を通じての知識・技術の啓発・普及という活動も、以前と同様の手法ではこれを継続することが困難となりました。

幸いなことに既にリモートによる会議等の開催が可能な技術がインターネット上に開発されており、これを取り入れることによって緑の安全管理士の資格更新研修や一部の農薬安全使用にかかる講演

会を何とか中断することなく継続実施することができました。これは当協会の事業に限ったことではなく一般の組織機関においても同様の対応がなされたことですが、当協会としてはこのことを逆手に取り、5年ごととはいえこれまで遠方への出張や宿泊が求められていた更新研修会等への出席を、通常の勤務先や自宅での視聴で代替できるようにしたことで、その参加率(特に「緑の安全管理士」資格更新率)を上昇させるという、いい意味での副作用を生むことができました。研修会等のリモート化に際しては、講師の皆様や担当者に対してこれまでと異なる新たな負担を強いることもありましたが、視聴対象者からはその利便性に対する非常に高い評価を得ることができ、まさに災い転じて福となすを地でいくことができたと自認しております。いまだに機器の不具合等によるトラブルや情報の伝達が不十分となる部分が時に認められますが、ここ数年の経験を生かすとともに今後の情報機器・ソフトの発達により、そのマイナスを十二分に上回る利益が得られてくるものと思います。

ただ、リモートのみでは特に緑の安全管理士相互の交流や意見交換等が不十分ではないかとの懸念が生じ、幸いコロナ禍も山を越えたとの判断が示されたため、中断していた各支部大会での対面の機会を再開し、年に1回のスキルアップ勉強会として開催する運びとなりました。この勉強会では実施会ごとにテーマを絞り、少数の演者の講演を生で聞いていただく従来の講演会のスタイルをとっています。ただ、以前のように日本各地で複数回開催することは行わず、原則として関東地区と地方開催を1年おきに繰り返していく形式で実施することとし、開始年の2023年度は東京、次いで2024年度は大阪で開催し、本年度は再び東京での開催を目指しているところです。管理士の皆様には是非ともこの機会に一同に会していただきたいところですが、諸事情からそれが難しい方も多いと考えリモートでの発信も併せて実施しています。

さて、設立からようやく30年を迎える当団体ではありますが、当協会周辺の植物防疫や農業に係る団体の多くが近年還暦を迎えるという状況となっており、当協会はまだその半分に達したにすぎません。これを追い抜くことは不可能ではありますが、設立以来継続してきた3本の柱となる公益目的事業を今後とも充実・発展させ、一歩でも他団体等の活躍状況に追いついてゆくべく、今後とも関係各位のご支援を祈念するとともに努力を怠らない所存です。

2. 寄稿

緑の安全推進協会 設立30周年によせて



農林水産省 消費・安全局植物防疫課 課長 小宮 英稔

このたび、公益社団法人 緑の安全推進協会が設立 30 周年を迎えられましたこと、ならびに記念誌「30 年のあゆみ」の発行に対して、心よりお祝い申し上げます。

貴協会では平成7年の設立以来、農薬の適正使用の推進を事業の柱として活動が進められてきました。また、人材育成の点では、病虫害・雑草の防除に関する高度な知識と技能を習得し、防除対策や農薬の適正使用の普及及び指導・監督を行う「緑の安全管理士」の認定や活動支援は、農業者が適切な防除を実施する観点から非常に重要な事業であり、我が国の持続的な農業の発展に大きく貢献されてきました。

現在、植物防疫をめぐる情勢は、温暖化等の気候変動の影響による病虫害の発生パターンの変化や化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性が発達した病虫害の発生が顕在化するなど、病虫害の防除や農薬使用に対する正しい知識、適切な対応がますます求められているところです。このような状況を鑑みますと、貴協会で認定されている緑の安全管理士の皆様による防除現場での指導的役割は、より一層重要度を増していくものと考えております。

また、植物防疫に関する制度では、令和4年度に植物防疫法を一部改正し、法律の中に初めて総合防除を位置付けるとともに、総合防除を推進するための枠組みを規定しました。加えて、令和7年4月に策定された新たな食料・農業・農村基本計画には総合防除の一層の推進と現場への浸透の必要性が記載されるなど、その重要性が増しているところです。

今後、農業者の方に、総合防除の考え方に基づく「予防・予察」に重点を置いた病虫害防除を実践していただくことが重要となりますので、緑の安全管理士の皆様にも、防除指導を通じ、現場での総合防除の推進の一翼を担っていただけるものと期待しております。

これまでの 30 年間の貴協会及び関係各位のご尽力に対して、心から敬意を表すとともに、厚く御礼を申し上げます。植物防疫の分野において、貴協会の果たす役割は益々重要になってきており、今後も引き続きの御協力をお願いいたしますとともに、貴協会の更なる発展を祈念いたします。

緑の安全推進協会設立 30 周年によせて



農林水産省 消費・安全局農産安全管理課農薬対策室 室長 宇井 伸一

公益社団法人緑の安全推進協会が創立 30 周年を迎えられましたことを、心からお喜び申し上げます。

農薬は、温暖・湿潤な気候の我が国において、品質の高い農産物を安定的に生産するために、必要不可欠な生産資材です。こうした農薬については、農薬としての効果が確認されていることはもちろんのこと、農業現場で使用され、生産された農作物として食されることから、農薬が使用された農作物、農薬使用者、環境への安全性が確保されることが重要です。

農薬の安全性について一層の向上を図るため、平成 30 年に農薬取締法が改正され、再評価制度が導入されるとともに、農薬使用者や蜜蜂への影響評価などの農薬の安全性に関する審査が充実されました。

令和3年 10 月から国内で使用量の多い農薬を優先し、再評価を進めているところであり、最新の科学的知見に基づく評価を受けた農薬が今後市場に流通することになります。

しかしながら、農薬の安全性を確保するためには、農薬自体の安全性だけでなく、登録どおりに農薬が適正に使用されることが重要です。農薬の適正使用の推進を主目的として掲げられている貴協会は、平成 3 年から「緑の安全管理士」の研修・認定事業を進められており、病虫害・雑草の防除に関する高度な知識と技術技能を習得し、農薬の適正使用の普及及び指導・監督を担う重要な人材を育成する重要な取組であると認識しております。今後再評価を経て、新たに被害防止方法等が追加される中、「緑の安全管理士」に求められる農薬使用現場での指導的役割が増々期待されます。

また、貴協会が実施する農薬の適正使用のための講師派遣等の推進、農薬電話相談室の設置、農薬の適正使用に関する図書・印刷物の発行等によって、農薬の適正使用に対する普及啓発に多大な貢献をされてきました。このように我が国の農薬の適正使用の推進のためには、貴協会における積極的な活動が必要不可欠であり、農林水産省としましては、引続き貴協会を初めとした関係者の皆様と連携し、農薬の安全性確保を推進してまいります。

貴協会におけるこれまでのご尽力に対して敬意を表するとともに、今後とも農薬の適正使用の推進に益々貢献されることを祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

緑の安全推進協会設立30周年に寄せて



環境省 水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室 室長 浮穴 学宗

このたび、公益社団法人緑の安全推進協会創立 30 周年を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。また長年にわたり、協会の活動を支えてこられた会員の皆様、関係者のご尽力に深く敬意を表します。

近年、世界的に、農薬を含む化学物質による環境への影響を低減する気運が高まっており、SDGs (持続可能な開発目標)の観点からは、病虫害を防ぎ安定的な食料供給を支えていくことと、農薬による健康リスクや環境リスクの軽減とを両立していくことがますます求められます。

一方、温暖化により、国内においては、これまでにない病虫害の出現や増加によって、農薬を使用する機会が増えてきた地域もあると承知しています。引き続き、農業生産現場、住宅地や公園等における植栽の管理などにおいて、農薬を使用する場合には、適切に使用されることが重要です。

貴協会におかれましては、平成7年の設立以来、農薬の適正使用の推進、正しい知識の普及啓発といった重要な課題に取り組んでこられました。特に「緑の安全管理士」の資格認定活動により、農薬の使用に関して実践的な指導監督を行う専門家の育成に努めていただいているほか、講師派遣、農薬電話相談室の設置、農薬の適正使用に関する図書・印刷物等の発行などの取組を通じて、農薬の適正使用に関する知識の普及啓発を推進いただいているところです。また、農業関係者のみならず造園関係者やゴルフ場関係者に対する講習会の開催なども実施していただくなど、現場に即した指導・教育を行ってこられ、農薬の環境リスク軽減の推進に多大な貢献をいただいておりますこと、深く感謝申し上げますとともに、貴協会の活動に対して心から敬意を表します。

環境省では、これまで、環境への影響を低減するためのリスク評価を充実させてきたところですが、それも農薬が適切に使用されることが前提となります。農薬が適切に使用され、環境に悪影響を及ぼさないよう、これからも貴協会をはじめとする関係者の皆様方と積極的に連携し、農薬の環境リスクの低減に係る取組の推進を図ってまいりたいと考えています。

貴協会におかれましても、30 周年を契機に、益々発展されることを祈念いたしますとともに、引き続き農薬の適正使用への活動支援を実施されますようお願い申し上げます。

緑の安全推進協会設立30周年に寄せて



独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)
農薬検査担当理事 池田 淳一

このたび、公益社団法人緑の安全推進協会が設立30周年を迎えられたことを、心からお慶び申し上げます。

関係者各位が、農薬に関する正しい理解、効率的かつ安全な使用技術等の普及を図ることにより、その適正使用の推進に資し、もって農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的に日々努力されたことに感謝いたします。

私ごとですが、平成2年度に農林水産本省の農薬対策室に異動となり、その当時は、ゴルフ場の問題が国会でも取り上げられている最中でしたので、毎日、とても忙しい日々が続いたのを覚えています。また、その当時、まだ任意団体であった緑の安全推進協会にお世話になったことも記憶に残っています。

さて、FAMICでは、農産物の安定的な生産に欠くことができない農薬について、農薬取締法に基づき、農薬の安全性等に関する厳正な審査を行っているところです。

先般、農薬取締法の一部改正が施行され、新たに再評価制度が導入され、農薬使用者やミツバチへの影響評価が一層充実・強化されました。農林水産省においては、農業資材審議会農薬分科会に原体、蜜蜂、使用者安全、生物農薬の4つの部会を設け、評価が行われています。FAMIC農薬検査部は、農林水産大臣の指示により農薬の登録審査を行っている機関であり、今後とも農林水産省と十分に連携して円滑な登録審査業務を進めていきます。

なお、その審査結果が適正な使用方法として、登録された農薬のラベルに記載されますが、農作物の安全安心には農薬の使用現場でその使用方法が確実に守られる必要があります。

つまり、農薬は実際の使用場面で農薬使用者が登録されている農薬の使用基準を守り、適正に農薬を使用することが必要不可欠であります。

貴協会が長年実施されてきた緑の安全管理士認定研修会をはじめとする活動は農薬の適正使用に多大なる貢献をされてきたところです。

公益社団法人緑の安全推進協会が農薬の適正使用への活動を継続され、今後ますます発展されることを祈念しています。

緑の安全推進協会 30 周年記念に寄せて



クロップライフジャパン 会長 岩田 浩幸

公益社団法人 緑の安全推進協会が設立 30 周年を迎えられましたこと、心よりお祝い申し上げます。

貴協会は当初 1989 年にゴルフ場など緑地分野での農薬適正使用を推進する任意団体として設立されました。その後、1995 年に弊クロップライフジャパン(旧農薬工業会)の一部事業を引き継がれ、農耕地を含む農薬使用全般に事業対象を拡大し、同年 10 月に社団法人として農林水産省から許可を受けられました。そして 2013 年には公益社団法人へ移行し、本年 30 周年をお迎えになりました。

農薬の安全性確保は、登録制度と適正使用が車の両輪となって成し遂げられます。この間、登録制度については、農薬を巡る情勢の変化や、科学技術の進展等を踏まえた農薬取締法の改正や審査内容の充実等が行われてきました。

農薬の適正使用について、貴協会は定款の目的に位置づけ、設立時から各種取組を進められてきました。特に 1991 年から農薬の適正使用を指導・推進する「緑の安全管理士」の研修・認定事業を開始し、現在、全国で 3000 名近くの方々が本資格を取得・更新されています。また、農薬の適正使用に関する知識の普及・啓発活動について昨年度、①都道府県や農業団体などが主催する研修会への講師派遣事業は 232 件(2014 年度 142 件)に、②農薬でんわ相談は 335 件(同 320 件)に、③農薬適正使用啓発のリーフレット配布は 374 ヲ所 24.3 万部(同 240 ヲ所 18.6 万部)に其々増加しています。このことは、生産現場等の関係者のニーズに応えた貴協会の活動の広がりがうかがえ、引き続き、弊会としても協働事業として貴協会とのシナジー効果を得られるべく努めて参る所存です。

本年 4 月、食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、環境と調和のとれた食料システムの確立等を目指す新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。弊会は、この基本計画も踏まえ、2024 年 5 月に公表した新ビジョンの実現に向け、作物保護にかかわる革新的な技術の開発と普及、ステークホルダーとの連携強化を通じて農業の持続的な発展を図り、日本と世界の食と農業へ貢献していきたいと考えております。

貴協会におかれましては、農薬の適正使用に関して関係者のニーズに応えた重要な公益事業を担われており、これまでのご尽力に深く感謝しますとともに、今後も農薬の適正使用の推進に向け、ますますご活躍されることを期待しています。

緑の安全推進協会 30 周年記念に寄せて



全国農薬協同組合 理事長 栗原 秀樹

公益社団法人緑の安全推進協会が創立 30 周年を迎えられましたことに、心よりお慶び申し上げます。貴協会は平成 7 年の創立以来、ゴルフ場や緑地管理をはじめとする非農耕地分野における農薬の安全・適正使用の普及に尽力され、「緑の安全管理士」の育成・認定研修会の開催や資格更新研修の実施を通じ、農薬の適正使用の推進に多大なる貢献をされてきました。平成 25 年には公益社団法人として新たな歩みを始められ、農薬の適正使用に関する知識の普及・啓発、講師派遣、農薬電話相談の開設など、公益的な活動を一層強化されてきたことに、深く敬意を表します。

近年、持続可能な農業の推進においては、「みどりの食料システム戦略」に象徴されるように、環境負荷の低減と生物多様性の保全が求められ、農薬使用の適正性がこれまで以上に重視されています。病虫害・雑草防除の現場では、農薬の適切な使用を含む総合防除 (IPM) 技術の更なる普及と発展が求められています。昨年の食料・農業・農村基本法の改定では、「食料安全保障」や「環境と調和のとれた食料システム」の構築が重要なテーマとされ、農薬の使用にあたっては環境負荷の低減や生態系への配慮がより一層求められるようになりました。また、植物防疫法の改定により「総合防除 (IPM)」の考え方が強化され、農薬のみに依存しない病虫害・雑草管理の推進が重要視されています。さらに、改定された農薬取締法では「農薬再評価制度」の導入により、農薬の安全性や効果の継続的見直しが制度化され、今後の登録農薬への影響など、多くの課題も抱えております。

このような変化の中でも、農薬は依然として病虫害・雑草防除における重要な資材であり、安全性と有用性、そして環境負荷低減を両立した技術の開発と普及が日々進められています。これらの取り組みを支えるには、現場で指導・教育を担う専門人材の育成が今後ますます重要になります。

この点において、貴協会が推進されてきた「緑の安全管理士」制度は、こうした要請に応える事業であり、農業生産はもとより、特に非農耕地分野における持続可能な緑地管理を支える重要な柱であると確信しております。全農薬におきましても、農薬安全コンサルタント (日本植物防疫協会主催「植物防疫研修会」修了者) に「緑の安全管理士」農耕地分野の認定をいただいております。農薬安全使用推進運動の中核として更なる増強に期待いたします。

今後も、貴協会が公益社団法人としての存在基盤を一層強化され、専門人材の育成や農薬の適正使用・総合防除の普及に向けた取り組みを力強く推進されることを心より願っております。

そして、創立 30 周年という大きな節目を迎えられたことに深い敬意を表するとともに、今後ますますのご発展を祈念申し上げ、祝辞とさせていただきます。

緑の安全推進協会 30 周年記念に寄せて



全国農業協同組合連合会 耕種資材部次長 秋森 吉樹

この度、緑の安全推進協会が設立 30 周年を迎えられましたこと、心からお祝い申し上げます。

貴協会の設立の目的を改めて確認しますと、「農作物等(樹木、芝及び農林産物を含む)の病害虫・雑草防除に使用される農薬に関する正しい理解、効率的かつ安全な使用技術等の普及を図ることにより、その適正使用の推進に資し、もって農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする」と記載があります。まさにこの目的のためにこの 30 年活動を行ってきており、農薬の適正使用に大きく貢献してきたと感じております。

さて、この 10 年間に目を向けると、農薬取締法が 2018 年に改正され、農薬の安全性を向上させるための再評価制度や農薬使用者への影響評価などの導入により、農薬の安全性がより向上していく方向になっていくものと考えています。ただ、農薬は適正に使用した場合に効果や安全性が保証されているものであり、農薬を正しく認識し、使用することが大前提です。貴協会においては、「緑の安全管理士」の養成を行うことで、長年にわたり、病害虫・雑草の防除に関する高度な知識と技術を取得し、農薬の安全・適正使用の普及ならびに指導・監督を行い得る人材を育成してきました。また、病害虫及び雑草の管理、農薬を使用する場合の注意や安全対策等の知識向上を目的として、種々の講習会や研修会への講師派遣を通じ、適正使用の啓蒙活動も行っており、農薬の適正使用場面において、極めて重要な責務を担ってきたと感じています。

全農としても、1967 年より「防除指導員」制度を設け、防除にかかわる基礎的知識を習得し、生産者への防除指導の中核となる「防除指導員」の養成を行っています。生産現場においては、ポジティブリスト制度、短期暴露評価の導入などにより農薬使用への規制は厳しくなっており、難防除病害虫対策や総合的防除対策など、防除法についての考え方や農業を取り巻く環境は変化・多様化しています。これら生産環境の変化に対応し、農薬の使用について適正に指導することの必要性は高くなってきており、農薬の適正使用に取り組んでいきたいと考えています。

これまで 30 年にわたり、貴協会の取り組みに感謝を申し上げますとともに、今後も農薬の適正な使用推進に力を合わせて取り組んでいければと思っております。

公益社団法人緑の安全推進協会

創立 30 周年に寄せて



一般社団法人 日本植物防疫協会理事長 早川 泰弘

創立 30 周年おめでとうございます。30 周年というのは、公益法人となった平成 7 年(1995 年)から数えたものですが、貴協会の歴史を語るには、やはり任意団体として設立された平成元年(1989 年)から始めなければなりません。

昭和 62 年(1987 年)の総合保養地域整備法(通称「リゾート法」)の制定を契機に全国各地でゴルフ場が増設され、芝等の管理のために使用された農薬による水質汚染が大きな社会問題となりました。この問題は、結果として二つの観点からの課題提起があったように思います。一つ目は、ゴルフ場が農耕地ではなかったため、そこでの農薬使用には農水省や都道府県の農業部局の指導が届かなかったという点です。いわば、それまでの農薬の安全使用指導の盲点だったといえましょう。しかしながら、農薬出荷量(額)からみても数パーセントにすぎないゴルフ場使用農薬による水質汚染により、農耕地で使用される農薬にまでも悪影響が及ぶのではないかという危機感を背景として、その盲点を埋めるべく農薬メーカー、販売業者、防除業者、ゴルフ場関係者が結集し、ゴルフ場における農薬の安全使用の徹底を図るために、平成元年に貴協会が設立されました。これは、まことに時宜を得たものであり、設立にご尽力された当時の関係者の皆様のご努力にあらためて敬意を表する次第です。

二つ目は、農薬が水から検出されても濃度に関する安全性の目安が定められていなかったため、検出されたこと自体により国民の不安が高まってしまったという点です。この点については、環境庁が平成 2 年(1990 年)に、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(環境庁局長通知)を策定することにより対処しました。私は平成 5 年から 8 年まで農水省から環境庁に出向しこの問題を担当しましたが、この指針に基づく行政側からの指導と、貴協会認定に係る「緑の安全管理士」のご活躍を中心としたゴルフ場側からの安全使用に関する普及啓発活動等があいまって、ゴルフ場の農薬問題はその後徐々に沈静化していったと認識しています。暫定指導指針に基づく水質調査は、全国の 2 千か所弱のゴルフ場を対象として、平成 2 年以降現在まで継続して行われています。毎年数万検体の分析が行われていますが、平成 14 年(2002 年)に 1 検体のみ水濁指針値を超過したのを最後に、令和 5 年(2023 年)まで 21 年間水濁指針値超過ゼロという状況が続いており、現在ではゴルフ場の農薬問題がニュースになることはほとんどありません。当時この問題を経験した関係者の方々にとっては、隔世の感があるのではないのでしょうか。

ゴルフ場と並んで重要な貴協会の活動領域として、農業部局の指導がやはり及びにくい公園、緑地、庭園等における農薬の安全使用の推進があります。平成 14 年(2002 年)の農薬取締法の改正により防除業者に関する規定が削除され、防除業者の実態把握ができなくなった結果、特に非農耕地で

業務を行う防除業者に対する行政からの連絡や指導ができなくなりました。そのような中で、当該防除業者による農薬の安全使用の推進、行政からの連絡等の伝達活動において、「緑の安全管理士」及び 7 支部から成る全国組織である「緑の安全管理士会」がその中核として重要な役割を果たしてこられたと拝察しております。さらに近年では、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹等に対する病害虫・雑草防除が重要な課題になっています。これについては、「住宅地等における農薬使用について」(農水省・環境省の局長通知)により遵守事項が定められ、非常に注意深い農薬使用が求められています。このような場所における農薬の不適切使用や事故は、最近ではニュースになりやすく、その結果、農薬全体のイメージ低下につながってしまうおそれがあります。緑の安全管理士の活動は、こういった面からも今後ますます重要になっていくと思われま

す。緑の安全管理士はこれまでに累計約 7 千名が認定され、現在も 2,730 名がさまざまな現場でご活躍されていると伺っております。私どもの協会が実施している植物防疫研修も貴協会の研修の一部としてご活用いただき、日本植物防疫協会としても今後とも貴協会の活動にご協力申し上げていく所存です。貴協会が 30 周年を契機として、さらなるご発展を遂げられんことを切に祈念し、お祝いの言葉といたします。

創立 30 周年を祝して



公益財団法人日本植物調節剤研究協会 理事長 大谷 敏郎

公益社団法人緑の安全推進協会が創立 30 周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

貴法人は 1995 年(平成7年)に、農作物等(樹木、芝及び農林産物を含む)の農薬に関する正しい理解と効率的で安全な使用技術等の普及を図ることを目的に、それまでの任意団体を引き継ぐ形で設立されました。主にゴルフ場の他、住宅地や公園など緑地管理分野での農薬の適正使用を管理する「緑の安全管理士」を育成、認定し、資質向上を行う事業にも取り組んで来られ、また、研修会の開催や講師派遣、さらには一般向けのシンポジウムや電話相談窓口の開設など、農薬に関する正しい啓発活動に長年にわたり努めてこられたことに深く敬意を表します。

農薬業界共通の課題である消費者の農薬に対する受容性に関して、貴協会をはじめ、業界を挙げてリスクコミュニケーション活動が継続されてきました。長年の努力の結果、2021 年の食品安全委員会の「食品の不安要因に関する消費者意識調査」では、それまで消費者が食品の最大リスク要因と考えていた残留農薬の割合が大きく減少し、実際の最大のリスク要因である食中毒が正しくトップに選ばれ、消費者の理解は大きく前進しました。ただ、未だ残留農薬をリスクと考える消費者は半数近くに上り、これからも息の長い活動が必要と考えられます。

消費者の理解を得る上でも、農薬の専門家である「緑の安全管理士」の存在は今後より重要になると思われまます。2024 年の第 63 回の日本雑草学会では、「緑に沈む国、日本。誰が草刈りを担うのか -農村と都市からの報告と未来に向けた提言-」と題する公開シンポジウムが行われました。この中で農耕地分野での雑草管理だけではなく、都市部の国道の管理や、相続に伴う国への国庫帰属制度による転用が難しい国有地の管理など、これまで農薬の利用があまり検討されて来なかった分野での活用事例が報告されました。その際、専門家による十分なリスクコミュニケーションと施工管理が、周辺住民との合意形成を行う上で最も重要であり、様々な状況に合わせた臨機応変な対応が必要であることが共通の問題として指摘されました。今後、作業者の高齢化や人手不足により、これまで積極的に検討されて来なかった農耕地以外での農薬による雑草管理がさらに進むものと考えられます。ゴルフ場はもちろん、道路、鉄道、堤防、公園、住宅地などの緑地管理分野までを幅広く管理する専門家として、「緑の安全管理士」がこれまで以上に活躍されることにたいへん期待しております。

今後も貴協会が農薬の適正な使用の推進に様々な分野で貢献され、発展されますこと、また、協会員の皆様の益々のご繁栄を心より祈念申し上げます。

公益社団法人緑の安全推進協会 設立 30 周年に寄せて



一般社団法人農林水産航空協会 会長 福盛田 共義

緑の安全推進協会におかれては、1995 年(平成 7 年)に設立以来、30 周年を迎えられ誠におめでとうございます。

貴協会は、農薬メーカー、販売業者、防除業者、ゴルフ場関係者などが一堂に結集しその支援の基に設立され、緑地やゴルフ場など非農耕地分野を含め、農薬の適正使用の推進と正しい知識の普及啓発に大きな貢献を果たしてこられました。「緑の安全管理士」の資格認定事業や、都道府県、農業団体、生産組合等が主催する安全対策研修会への講師派遣、「農薬電話相談」での消費者等への普及啓発など、大きな成果をあげてこられました。

食料生産の安全と安定を確保するために不可欠な農薬は、近年では再評価制度の導入や、農薬使用者やミツバチ等への影響を評価する新しい試験項目が追加され、品質の管理、安全性の確保がますます精緻化、厳格化しています。一方で、農薬の適正な使用が依然として重要な課題となっています。

無人航空機による農薬空中散布につきましても、改正航空法に基づき事故報告が義務化されていますが、飛行中の架線や建物等との接触破損、墜落事故が多数公表され、あわせて、農水省からは毎年のように空中散布時の飛散による農作物への影響の事故報告が発表されています。令和6年には貴協会とクロップライフジャパンが主体となって「ドローン散布安全チェックブック」を作成していただき、全国のオペレーターへの安全啓発に活用させていただきました。

農薬の重要性と安全性の確保のための取り組みを一般市民、消費者の方々にも理解してもらうためには、「緑の安全管理士」や「農薬電話相談」の事業の役割は重要です。

大学での講義の際に、学生に農薬の安全性確保の仕組みとして、残留農薬基準値の設定の流れや数々の施策を説明すると、「農薬は使わない方がいいと思っていたが、数多くの動物試験などをクリアして登録され流通しているとは全く知らなかった。」「作物だけでなく、消費者、農薬使用者、環境への安全性にも配慮していることをもっと市民に知ってもらわべきだ。」といった声を聞きます。丁寧にわかりやすく説明すれば、必ず理解してもらえると考えます。

最近の米の小売価格の上昇傾向から、今後、国民に対して、「国内で米の必要量はしっかり生産し確保できる。」ことを訴える必要性が高まることが想定され、その生産の「安全」と「安定」を支える「農薬」の役割は重要視されてくると考えます。一般市民や消費者の理解と支持を得るためにも、農薬の安全使用、適正使用の普及啓発の専門機関であります貴協会の役割はますます重要であります。今後の一層のご活躍、ご発展を祈念いたします。

設立 30 周年、おめでとうございます



一般社団法人日本くん蒸技術協会 会長 坂野 雅敏

設立 30 周年を迎えられ、心よりお祝い申し上げます。

貴協会は、農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与するため、病虫害防除に使用される農薬に関して、国民が正しく理解し、その適正使用を推進することを目的として、平成 7 年に設立されました

当時は、公園緑地、ゴルフ場、道路の法面などにおける病虫害防除において使用される農薬の適正な使用が重要視されており、貴協会の設立に至った一因となったのではないかと考えます。

この農薬の適正使用につきましては、国民の健康安全を第一とし、農薬の効率的な使用による生活環境や緑資源の保全にも関わる非常に重要な課題が含まれています。

貴協会では、「緑の安全管理士」の資格取得のための研修により、造園・防除業、ゴルフ場コース、街路樹や公園、道路・鉄道等の法面など緑地管理の関係者に農薬及び防除に関する高い知識や情報の提供が行われています。

これらの一貫した貴協会の活動もあり、緑地公園等における病虫害防除が整然と行われるようになったものと考えております。

また、一方、近年ではアウトドア活動などの動きもあり一般の人々の野外への行動範囲は広がりを見せており、貴協会の役割はさらに重要となるものと考えます。

私ども日本くん蒸技術協会では、農薬使用者の健康安全を確保するため、農薬使用時のマスク、防除衣、不浸透性手袋、保護メガネなどの適正着用や使用の啓蒙を図ることを目的としマスクメーカーや団体等で構成される農薬用マスク・保護具研究会の事務局として、専門家の派遣事業や情報の提供などの活動を行っています。貴協会は、この研究会の趣旨にご賛同いただき、メンバーとして農薬専門家による講習のほか啓蒙用動画や手引きの作成などを通じてこの活動に積極的にご参加いただいています。この活動は、緑地や家庭園芸において病虫害防除を行う農薬使用者にも広く、保護具の重要性を認識いただくことが重要であると考えます。近年では毒性の比較的弱い農薬の普及や農薬に対する知識も向上してきたことなどから、農薬使用に伴う中毒事故は少なくなってきましたがまだまだ根絶には至っていません。このような状況において、貴協会の役割に期待するところは大きいものと考えています。

貴協会と会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしましてお祝いの言葉と致します。

もう 30 年 驚きとうれしきです

やっと 30 年 なのかもしれません



緑の安全管理士会 会長 紀平 茂男

緑の安全推進協会を設立された頃は、おそらく何をすべきかと迷いながらのスタートだったかと思えます。

僕が社会人になってまだ間もない頃、協会の集まりで挨拶はするけれど目的が見えず、なぜ設立したのかもわからない感じでした。平成 10 年に「緑の安全管理士」の資格制度が生まれ、社会的価値が上がるかなと思っていましたが、まだまだ協会自体の存在感が薄く、今思えばよくここまで成長してくれたなと感心しています。

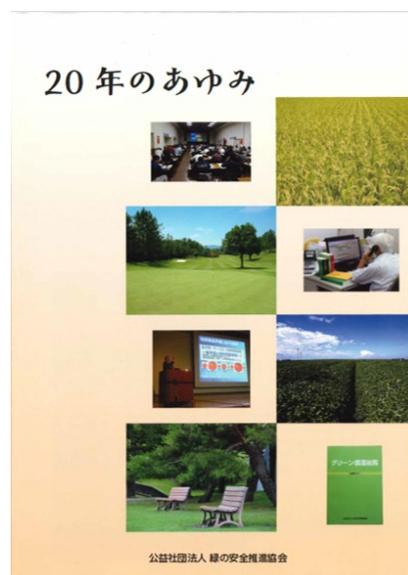
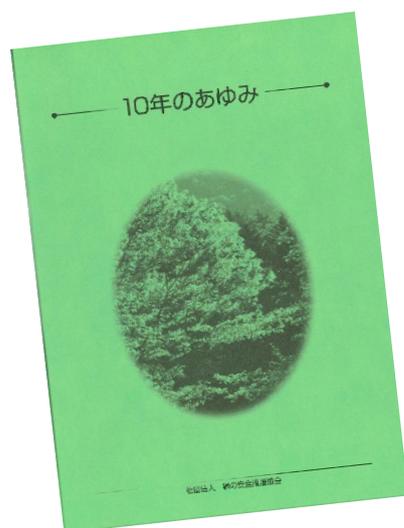
何かを作り出すことは難しく、それを先頭に立って引っ張る方が少ないことも時間がかかった要因だと思います。その後、協会の価値を高め認知度を上げる為に、当初は非農耕地関係者の集まりだったものを農業分野全般まで広げたこともあり、当協会は日本の“緑”にかかわる方が皆で相談できて、高めあう集まりに育ってきました。

メーカー、代理店、緑地管理会社、ゴルフ場キーパー、公園管理者、公務員など“緑”を愛する方々が集まってきたことで、「資格を持つことが重要、資格を取りたい」と思っていただけの方が増えてきた「緑の安全管理士」ですが、最近は業務でも安心して農薬使用を任せられるという肩書になっています。

縁あって当法人設立に尽力された初代専務理事の安岡様とは何度も宴席をご一緒させて頂いた 20 代、緑の安全管理士会ができた平成 10 年に若くして初代の近畿副支部長に指名され、少しでも業界の力になれたらと頑張ってきましたが、12 年目には当管理士会で在任期間の一番長い役員となりました。若手だと思っていたはずが平成 28 年には近畿支部長、そして令和 3 年に管理士会会長を拝命し、あの日仰ぎ見た先輩の立場になっていたのだなあと、時の流れを感じています。

どこまでお役に立てるか分かりませんが、会社を経営しながら引き続き業界の為に頑張っています。緑の安全管理士の皆さんも日本の“緑”のために全国のあちらこちらで頑張っておられますが、現場重視の仕事です。“皆さん、くれぐれも健康に気をつけてくださいね”と思うばかりです。

3. 沿革(平成28年～令和7年)



年度	緑の安全推進協会	関連事項
平成28年 (2016年)	4.1 正会員 156 社、賛助会員 1 社 5.19 理事会 6.17 第 27 回通常総会(TKP神田駅前ビジネスセンター) 定款改定、会員の異動(入会1、退会 2) 3. 3.24 グリーン農業総覧 2017 発行 理事会	4.14 熊本地震 震度6強 7.13、12.19、3.28【みどりのたより】66-68 号発行 8.5～9.18 リオデジャネイロオリンピック、パラリンピック開催 萩野公介(競泳)、内村航平(体操)、伊調馨(レスリング)らが金など活躍
平成 29 年	4.1 正会員 151 社、賛助会員 1 社 5.26 理事会 6.22 第 28 回通常総会(TKP神田駅前ビジネスセンター) 会員の異動(退会5) 6.22 臨時理事会 12.4 齊藤会長逝去 2.7 臨時理事会(小林会長就任) 3 グリーン農業総覧追補 2018 発行 3.23 理事会	5.19 「農業競争力強化支援法」公布 8.1施行 6.1 米国のTPP協定離脱宣言(2020.11.4 離脱) 7.1、12.19、3.27【みどりのたより】69-71 号発行 2.9～3.18 平昌オリンピック、パラリンピック冬季大会開催 羽生結弦(フィギュア)が 2 大会連続、小平奈緒、高木菜那(スピードスケート)らが金メダルなど活躍
平成 30 年	4.1 正会員 146 社、賛助会員 1 社 5.23 理事会 6.13 第 29 回通常総会(TKP神田駅前ビジネスセンター) 会員の異動(退会3、合併2) 6.13 臨時理事会(根岸会長就任) 3 3.20 グリーン農業総覧 2019 発行 理事会	6.15 改正農薬取締法公布 再評価制度導入、安全性審査の充実(作業者ばく露評価など)、ジェネリック農薬の審査簡素化 7.25、12.20、3.25【みどりのたより】72-74 号発行
平成 31 年 /令和元年	4.1 正会員 144 社、賛助会員 1 社 5.16 理事会 6.19 第 30 回通常総会(TKP神田駅前ビジネスセンター) 会員の異動(退会 2) 6.19 臨時理事会 3 3.25 グリーン農業総覧追補 2020 発行 理事会	7.24、12.25【みどりのたより】75-76 号発行 10.1 消費税 10%に引き上げ 12.11 EU が「欧州グリーンディール」を公表。2050年に温室効果ガス実質排出ゼロに取り組む 3.13 新型コロナウイルス対策の特別措置法成立
令和 2 年	4.1 正会員 145社、賛助会員 1 社 5.21 理事会 6.16 第 31 回通常総会(TKP神田駅前ビジネスセンター) 会員の異動(入会2、退会1) 3 3.24 グリーン農業総覧 2021 発行 理事会	4.1 農薬使用者が遵守すべき基準の改正省令施行 4.7 新型コロナ緊急事態宣言(7都府県) 4.16 全国 4.15、7.27、1.15【みどりのたより】77-79 号発行 4.20 東京オリンピック延期を決定 5.20 欧州委員会が「Farm to Fork 戦略」を公表 2030 年までに化学農薬の総使用量と使用に伴うリスクを半減させ、農地の少なくとも 25%を有機農地にする計画 1～3 新型コロナ緊急事態宣言(第2回)

年度	緑の安全推進協会	関連事項
令和3年 (2021年)	4.1 正会員 144 社、賛助会員 1 社 5.26 理事会 6.16 第 32 回通常総会(TKP神田駅前ビジネスセンター) 会員の異動(入会2、退会1) 6.16 臨時理事会 臨時理事会(書面、在宅勤務制度規程等) 12.24 グリーン農業総覧追補 2022 発行 3. 3.25 理事会	4~9 新型コロナ緊急事態宣言(第3回) 4.9、7.16、1.31【みどりのたより】80-82 号発行 5.12 緑の食糧システム戦略策定 7.23-9.5 東京オリンピック、パラリンピック開催 阿部詩、阿部 一二三兄妹(柔道)の同日受賞など 最多金メダル 2.5- 2.20 北京オリンピック冬季大会開催 平野歩夢 (スノボ ハーフパイプ)、小林陵侖(スキー)、高木 美帆の金メダル 2.24 ロシアがウクライナに軍事侵攻
令和4年	4.1 正会員 140 社、賛助会員 1 社 5.25 理事会 6.21 第 33 回通常総会(TKP神田駅前ビジネスセンター) 会員の異動(退会 4) 6.22 理事会メール決議(委員会等委員委嘱) 10.24 理事会メール決議(会員入会1) 3 3.22 グリーン農業総覧 2023 発行 理事会	4.22 みどりの食料システム法成立 7.1 施行 4.25、8.31、2.2【みどりのたより】83-85 号発行 7.8 安倍元総理大臣が奈良市で暗殺される
令和5年	4.1 正会員 137 社、賛助会員 1 社 5.24 理事会 6.20 第 34 回通常総会(エッサム神田ホール 2 号館) 会員の異動(入会1、退会 4) 6.20 臨時理事会 7.11 理事会メール決議(委員会等委員委嘱) 12.14 臨時理事会(事務所移転、規程改定等) 3.2 理事会メール決議(委員会等委員委嘱) 3 3.19 グリーン農業総覧追補 2024 発行 理事会	4.1 植物防疫法が改正施行 目的に「有害動植物の 発生予防」を明記 4.28、7.28、1.31【みどりのたより】86-88 号発行 5.8 新型コロナウイルス感染症が2類から5類に分類 移行 5.19- 5.21 広島で先進国首脳会議開催 10.1 インボイス制度スタート 1.1 能登半島地震 最大震度7
令和6年	4.1 正会員 137 社、賛助会員 2 社 4.1 事務所移転(内神田3丁目→2丁目) 4.25 理事会メール決議(委員会等委員委嘱) 5.22 理事会 6.18 第 35 回通常総会(エッサム神田ホール 2 号館) 会員の異動(入会1) 12.9 理事会メール決議(委員会等委員委嘱) 1.29 理事会メール決議(委員会等委員委嘱) 3 3.19 グリーン農業総覧 2025 発行 理事会	4.1 食品衛生に関する規格、基準の設定が厚労省から 消費者庁に移管(残留農薬基準値等) 4.30、7.24、1.5【みどりのたより】89-91 号発行 5.15 農業工業会がクロープライフジャパンに改名 6.5 改正食料・農業・農村基本法公布・施行 食料安全 保障、環境負荷低減、農業の持続可能性向上、農 村の振興の理念を具体化 7.26- 9.8 パリでオリンピック、パラリンピック開催 北口榛花(やり投げ)、フェンシング団体、ブレイキ ン、スケートボード等で金メダル
令和7年	4.1 正会員 136 社、賛助会員 1 社 5.21 理事会 6.17 第 35 回通常総会(エッサム神田ホール 2 号館) 会員の異動(退会 2) 6.17 臨時理事会 6.25 設立30周年記念式典開催 (6月25日現在 正会員135社、賛助会員3社)	4.11 「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定 2030年に化学農薬使用量(リスク換算)15%低 減、有機農業の取組面積6.3万 ha・取り組む市町 村数 250 等を KPI に設定 4.30 【みどりのたより】92 号発行

4. 目的及び主要事業

目的

協会は、農作物等(樹木・芝及び農林産物を含む)の病害虫・雑草防除に使用される農薬に関する正しい理解、効率的かつ安全な使用技術等の普及を図ることにより、その適正使用の推進に資し、もって農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
(定款 第3条)

主要事業

(1) 公益目的事業1 農薬の適正使用に関する研修・資格認定事業

緑の保全のための農薬の適正使用についての知識や技能を持った専門家を緑の安全管理士として認定し、農薬が効率的かつ適正に使用されるよう農薬の使用者等に対し指導や助言を行なうことにより、農業生産の安定と国民の健康の保護、生活環境の保全、やすらぎの場の提供等国民生活の安全と質の向上等の公益に寄与する事業

(2) 公益目的事業2 農薬の適正使用に関する知識の普及・啓発事業

➤ 講師派遣

地方公共団体、市民団体、農薬に関する知識、適正使用に関心を持った団体・関係機関に対し、その団体等が行う講習会・研修会に、その要請に応じて農薬の専門家を原則無償で派遣し、農薬についての正しい知識、法制度等についての情報を提供することにより、農薬の適正使用の確保に寄与する事業

➤ 農薬電話相談

農薬の使用者や一般市民からの農薬に関する疑問・質問につき、専用回線を設けて回答し農薬に関する知識、適正使用に関する理解を深める事業

➤ 農薬の安全性等に関する知識の普及(適正使用啓発資料の配布等)

農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法についてわかりやすく解説した農薬使用者や一般市民向けのリーフレットの作成に協力し、無償で配布することにより農薬の安全性や適正使用に関する知識の普及を図る事業

➤ セミナーやホームページを活用した情報提供

農薬の使用者等に対する農薬の適正使用や農薬に関する正しい知識の普及に関するセミナー・シンポジウムの開催、ホームページへの解説記事の掲載による情報提供事業

(3) 公益目的事業3 農薬の適正使用に関する図書、印刷物の発行事業

ゴルフ場や公園、街路樹等の分野における農薬に関する諸規制や農薬の登録・適用拡大等の最新の情報を網羅した「グリーン農薬総覧」を出版し、情報提供する事業

(内閣府届出資料より)

公益目的事業1 農薬の適正使用に関する研修・資格認定事業

「緑の安全管理士」は、農耕地、緑地・ゴルフ場、公園、街路樹等における病虫害、雑草防除及びその防除に使用する農薬に関する高度な知識、技術を習得し、農薬の適正使用の普及並びに指導・監督を行う者として当協会が認定する資格です。

「緑の安全管理士」資格保有は、農薬の販売、使用場面における安全管理者・指導者としての証となり、所属企業・個人の信頼性向上につながります。

グリーン購入法では、地方公共団体や事業者等に対して、基本方針(令和5年12月22日変更閣議決定)を参考にした「植栽管理」に努めるよう求めています。この基本方針では、環境負荷低減に寄与する「植栽管理」は「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付農林水産省、環境省の局長連名通知)」に準拠したものとされています。

本通知の中で、地方公共団体が行う病虫害・雑草防除においては、農薬の飛散を原因とする住民、子供等の健康被害が生じることのないよう、業務委託に係る入札要件として、防除作業実施上の責任者には「緑の安全管理士」等の資格を有していることを規定するなどの取組みが求められています。

「緑の安全管理士」の資格には、研修カリキュラムに応じて「農耕地分野」と「緑地・ゴルフ場分野」があります。

農耕地での病虫害雑草管理や農耕地向け農薬の取り扱いに関わる方は、(一社)日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会(年2回開催)」を受講・修了し、当協会に認定申請を行うことにより、認定審査会での審査を経て「緑の安全管理士(農耕地分野)」の資格を取得することができます。

緑地・ゴルフ場等での病虫害雑草管理や農耕地向け農薬の取り扱いに関わる方は、当協会が主催する緑の安全管理士認定研修会(緑地・ゴルフ場分野)を受講し、修了試験に合格したのち、認定審査会での審査を経て「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」の資格を取得することができます。研修期間は3日間で例年11月から12月に東京都内で開催されますが、開催要領等は当協会ホームページの「資格取得案内」で4月より案内しています。

いずれの緑の安全管理士も資格の有効期間は5年間となります。5年目に当協会が主催する資格更新研修を受講することで、資格は5年間延長されます。資格更新研修は当協会ホームページの「緑の安全管理士(専用)」サイトに掲載された研修動画を1月～2月の任意の時期にオンデマンドで視聴し、その記録を提出する方式で行っています。

なお、この研修動画は資格更新年に該当しない緑の安全管理士にも視聴を推奨し、管理士としての知識・能力の向上に努めています。

認定研修

研修カリキュラム(緑地・ゴルフ場分野 令和6年度の例)

科目	講義時間	講師	要点
1. 我が国の植物防疫の現状	60分	農林水産省 消費・安全局植物防疫課	我が国における植物防疫対策
2. 農薬に係る関係法令	60分	農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室	登録制度、使用基準、罰則 規定等の農薬に係る関係法令
3. 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル	60分	環境省 水・大気環境局 環境管理課 農薬環境管理室	公園・街路樹での病害虫及び雑草の管理
4. 農薬の安全性評価	60分	(独)農林水産消費安全技術センター 農薬検査部	農薬の登録等安全性の仕組みと使用基準の遵守
5. 環境中における農薬の挙動	70分	(独) 農林水産消費安全技術センター 農薬検査部	農薬の大気・水・土壌等における動態(移動・分解・蓄積)と安全対策
6. 農薬の安全使用と危害防止対策	80分	元住友化学(株) 赤山 敦夫	農薬の安全使用と危害防止対策
7. 芝生の総合管理	70分	東洋グリーン(株) 執行役員 木村 正一	芝生管理の考え方と主要な芝生管理の実際
8. 芝生の病害	80分	(株)理研グリーン 開発部長 早川 敏広	病原菌識別の手法並びに主要病害の生態と防除方法
9. 芝草の害虫	80分	(株)ニチノー緑化 プロダクトマネージャー 大西 一弘	コガネムシ等主要芝草害虫の種類と生態・防除方法
10. 芝生・緑地の雑草	80分	宇都宮大学 名誉教授 農学博士 小笠原 勝	芝生地等の主要雑草の生態と防除方法
11. 樹木の病害	80分	法政大学 植物医科学センター 副センター長 農学博士 堀江 博道	主要樹木病害の種類・ 生態と防除方法
12. 樹木の害虫	80分	(特非) 松くい虫研究センター 理事長 阿部 豊	主要樹木害虫の生態と防除方法
13. 防除技術	80分	(株) ロイヤルグリーンメンテナンス 相談役 浅野 睦夫	防除機器の特性及び街路樹等における散布技術・防除技術
14. 緑地・街路樹の防除と農薬	60分	(公社) 緑の安全推進協会 農薬相談室長 山崎 道晴	緑地等における適正防除と適用農薬



認定研修会の風景（令和6年度）



認定研修会の風景（令和5年度）

緑の安全管理士スキルアップ勉強会

新型コロナウイルス感染症対策で中止した各地での支部大会における勉強と対面による情報交換の機会を、「スキルアップ勉強会」として再開しています。

◇ 第1回 緑の安全管理士スキルアップ勉強会 (関東甲信越支部版)

日時:2024年1月24日(水)14:00~19:00

場所:エッサム神田ホール 2号館

東京都千代田区内神田 3-24-5

第1部 講演会

会場: 2-301 会議室(3階)

14:05~15:05 演題 1「ドローンでの農薬使用における遵守事項と関係法規制等」

講師:元住友化学(株)赤山 敦夫 氏

15:05~15:20 休憩

15:20~17:15 演題 2 「農薬の選択毒性と作用機構・RAC(ラック)コード」

講師:吉備国際大学農学部客員教授 梅津 憲治 氏

17:15~17:30 会場移動

第2部 意見交換会

会場: 2-501 会議室(5階)



第1回 スキルアップ勉強会の風景





第1回 スキルアップ勉強会の風景



◇ 第2回 緑の安全管理士スキルアップ勉強会 (近畿地区開催)

日時:2025年1月30日(木)14:00~19:30

場所:CIVI研修センター 新大阪東

大阪府大阪市東淀川区東中島 1-19-4

第1部 講演会

会場: E-705 会議室(7階)

14:05~14:55 演題1「農薬の再評価制度の経緯 -2018年の農取法改正とその影響について-」

講師:クロープライフジャパン 技術部長 横田 篤宜 氏

14:55~15:05 休憩

15:05~15:50 演題2「ドローンでの農薬使用における規制のポイント」

講師:緑の安全推進協会委嘱講師 赤山 敦夫 氏

15:50~16:15 演題3「ドローン散布による防除の現状と普及について」

講師:大信産業(株)営業企画部長 田頭 正之 氏

16:15~16:40 演題4「ドローン利用の今後の展開」

講師:バイエルクロープサイエンス(株)サポートユニット/大型農家支援グループ 涌嶋 俊史氏

第2部 意見交換会

会場: E-703 会議室(7階)



第2回 スキルアップ勉強会の風景



「緑の安全管理士」資格更新研修

更新研修は新型コロナウイルス感染防止対策を契機にオンデマンド方式のリモート開催としましたが、受講者の利便性が高く評判も良いことからその後も同様の方法で開催しています。

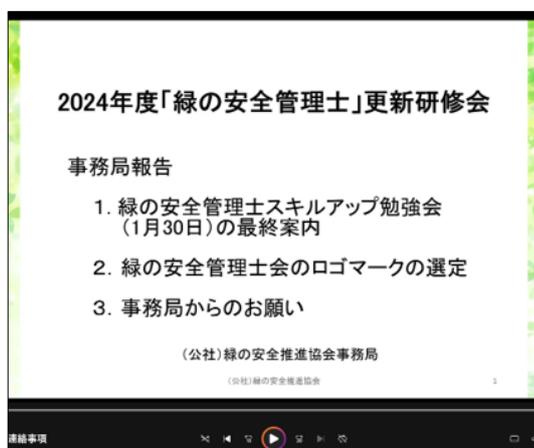
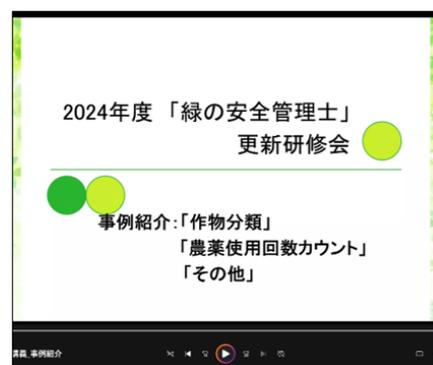
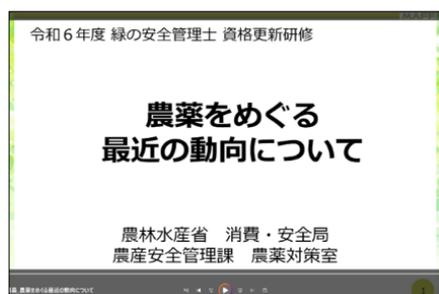
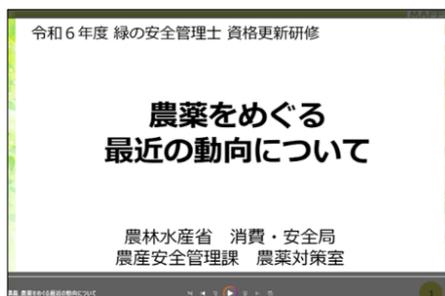
具体的には、当協会ホームページの管理士専用サイトに掲示する更新研修資料(研修動画)を視聴し、その後視聴確認書(研修動画に係るレポート)やヒヤリ・ハット等を提出する形式です。

令和6年度の更新研修動画は以下のとおりです。

<研修テーマ>

1. 農薬をめぐる最近の動向 …… 農林水産省
2. 農薬の環境影響に係るリスクの評価と管理 …… 環境省
3. 農薬の登録状況を巡る話題（農薬の使用時安全性評価について） …… FAMIC
4. 事例紹介 …… (公社)緑の安全推進協会

事務局報告(緑の安全管理士スキルアップ勉強会(最終案内)、緑の安全管理士会のロゴマーク選定、事務局からのお願い …… (公社)緑の安全推進協会



令和6年度新規認定者に資格更新者を加えた2025年4月1日における管理士総数は、2,730名となりました。

公益目的事業2 農薬の適正使用に関する知識の普及・啓発事業

➤ 講師派遣

クロップライフジャパンと協働し、関係団体とも連携して、以下の事業を推進しています。

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体・直売所/道の駅・学校・関係団体・一般市民の勉強会等の研修の場に、テーマに応じた講師を原則無償(旅費や謝礼不要)で派遣しています。

講師はクロップライフジャパンの会員会社から推薦された専門家に委嘱し、50名程の講師団を結成するとともに、毎年講師研修会を開催してその力量の向上をはかっています。

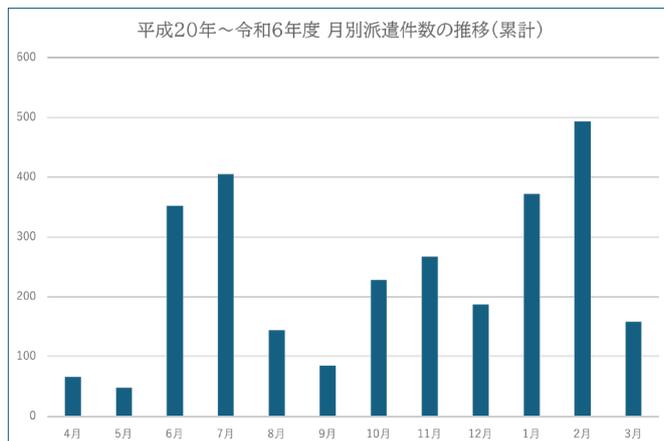
令和6年度は全国の直売所や都道府県からの 232 件の依頼をいただき講師を派遣しました。そのうち直売所や道の駅向け農産物生産者等を対象に、農薬使用の基本を解説して農薬用マスクの装着実習も行う「農薬とマスクのセミナー」は 59 件となりました。

派遣の時期・内容等の調整(準備)のため原則として開催 1 ヶ月以上前の申し込み、研修規模(参集人数)は 30 名以上を目標としていますが、20~25 名程度の少人数の場合でも対応していますのでご相談ください。

講師派遣の詳細、申込み用紙の様式は当協会ホームページに掲載しています。

なお、初めて利用される場合は、同様式に記載できる範囲でご記入の上、メール又は FAX で早目に連絡頂けると円滑に調整できます。

農薬相談室:03-5209-2512 FAX:03-5209-2513 担当:農薬相談室長
Email:kusama@midori-kyokai.com



➤ 農薬電話相談

クロップライフジャパンとの協働事業の一環として、「農薬でんわ相談」の窓口を設け、農薬を使用される方、現場で適正使用を指導される方や一般市民の方々からの農薬の安全な取扱いや適正な使用に関するお問い合わせに無償で対応しています。なお、個別の農薬製品に特有の使い方や混用薬害等に関しては登録メーカーの窓口をご紹介します。

農薬に係るものであれば、例えば「何処に問合せたら良いか？」などもお気軽にご相談ください。

専用電話番号:03-5209-2512

相談受付時間:午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで（土、日、祝日は除く）

上記以外の時間帯や土日祝日は留守番電話での折り返し対応

メールやファクシミリでの照会にも対応しています

担当:農薬相談室長

相談件数・区分(令和 6 年度)

月	相談 件数	相談内容区分*				相談者区分**			
		安全・ 健康	苦情	要望・ 提案	農薬 使用	使用者	販売者	指導者	一般・ その他
4	24	3	0	1	20	9	0	4	11
5	51	14	1	2	34	20	5	4	22
6	51	20	1	0	30	26	1	4	20
7	39	10	1	2	26	14	2	8	15
8	22	4	1	0	17	9	3	4	6
9	23	5	1	0	13	13	0	1	5
10	28	10	0	0	22	15	6	3	8
11	8	1	0	0	7	5	0	0	3
12	16	3	0	0	13	3	3	9	1
1	13	2	1	0	10	1	7	0	5
2	29	1	0	0	28	16	6	7	0
3	31	0	1	0	30	17	3	7	4
合計	335	73	7	5	250	148	36	51	100
比率		21.8%	2.1%	1.5%	74.6%	44.2%	10.7%	15.2%	29.9%

* 安全・健康:自分または他人の農薬使用に伴って、相談者が農薬の安全性や自分(あるいは家族)の健康に関連して不安や疑問になったことからの相談。

**「指導者」は行政を含む。「販売者」は農薬製造会社や JA を含む。「一般」は農薬をほとんど使用したことがない方。

➤ 農薬の安全性等に関する知識の普及
～適正使用啓発資料(リーフレット等)の配布等～

クロープライフジャパンとの協働事業の一環として、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法についてわかりやすく解説した以下のリーフレットを作成し、無償で配布しています。当協会はクロープライフジャパンと連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレット等を作成し、知識の普及・啓発に関わる方々に講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用できるように支援しています。リーフレット等は無償で提供しており送料は当協会が負担しています。

2024 年度 3 月末現在 243 千部を 374 ヶ所に配付しました。

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで メールまたは FAX にてお申し込みください。

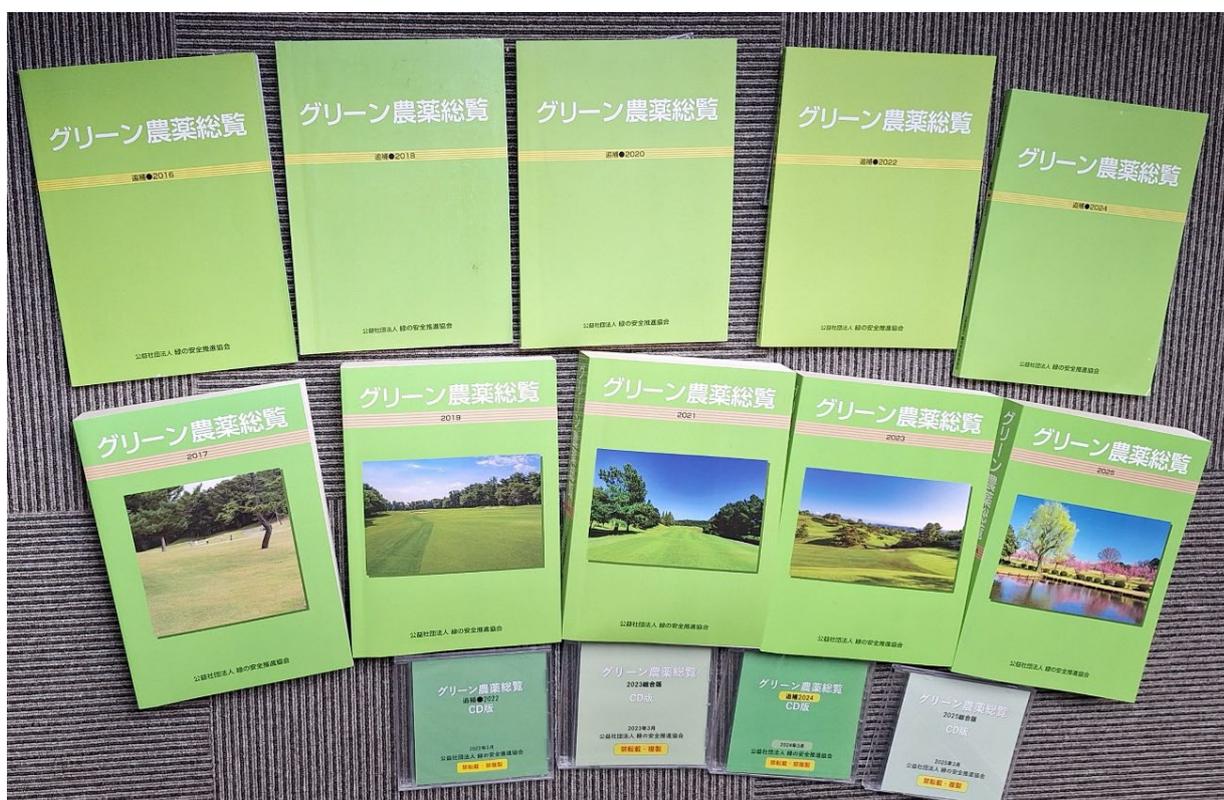
提供できるリーフレットの記載内容及び申込用紙は、当協会ホームページで確認できます。



公益目的事業3 農薬の適正使用に関する図書、印刷物の発行事業

「グリーン農業総覧」を平成 4 年から発行を継続し、会員、指導機関に無償で配付しているほか、希望者には実費で頒布しています。

農薬取締法では、農薬の不適正な使用による環境等への影響を与える可能性があることからゴルフ場等で使用する農薬について、省令により使用計画書の提出を義務付けています。使用計画書には使用予定の農薬の商品名、有効成分名、使用方法等を記載することとされています。そこで、ゴルフ場や公園、街路樹等の分野における農薬に関する諸規制や農薬の登録・適用拡大等の最新の情報を網羅した本書を出版して、農薬使用者や指導者に情報提供しています。



当協会会員の協力により「お米をまもるはなし」を令和 4 年に発行し、頒布しました。

現在はホームページで電子ブックを公開しています。



協力 クミアイ化学工業（株）

情報提供

緑地・ゴルフ場向け農薬販売数量・金額の調査

緑地及びゴルフ場分野に出荷実績のある会員会社(33社～28社)を対象に、出荷した農薬の数量・金額を調査し、集計結果をホームページで毎年公表しています。

(1)令和6農年度(2023年10月～2024年9月)の緑地・ゴルフ場向け農薬販売実績

販売数量

種別	用途別販売数量(ton,kℓ)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	318	99.1	292	104.6	0	79.4	610	101.6
殺菌剤	916	97.3	1	105.1	-	-	917	97.3
除草剤	1,025	92.9	11	100.0	5,052	111.8	6,088	108.1
植調剤	45	98.6	6	110.2	76	75.0	127	83.3
農薬肥料	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	141	121.9	56	107.8	-	-	197	117.5
合計	2,445	96.7	366	105.1	5,128	111.0	7,939	105.9

販売金額

種別	用途別販売金額(百万円)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	2,581	100.2	2,603	104.6	2	79.4	5,186	102.4
殺菌剤	7,644	106.2	2	101.4	-	-	7,646	106.2
除草剤	9,806	92.2	14	90.1	7,569	144.9	17,389	109.5
植調剤	1,263	111.0	72	124.2	1,003	88.9	2,338	100.5
農薬肥料	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	421	130.7	159	100.8	-	-	580	124.6
合計	21,715	99.3	2,850	105.2	8,574	134.9	33,139	107.1

(2) 芝用農薬の分野別出荷実績(平成27年度～令和6農年度)

年度	出荷量(単位:ton、kg)						出荷金額(単位:百万円)					
	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	調節剤	その他	合計	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	調節剤	その他	合計
平成27年	410	843	1,029	36	55	2,375	2,107	6,380	9,378	676	184	18,725
平成28年	372	895	1,067	34	68	2,437	2,182	6,530	9,297	701	191	18,902
平成29年	392	935	1,231	109	114	2,781	2,304	7,259	10,726	1,538	274	22,101
平成30年	364	829	1,089	37	62	2,381	2,153	6,308	9,336	731	156	18,683
平成31/令和元年	409	891	1,108	59	60	2,527	2,389	6,708	9,653	957	152	19,859
令和2年	348	872	1,085	37	108	2,450	2,146	6,536	9,795	777	260	19,513
令和3年	378	918	1,086	39	116	2,536	2,265	6,526	10,277	886	276	20,229
令和4年	376	949	1,110	43	126	2,604	2,314	6,759	9,775	950	299	20,097
令和5年	322	941	1,109	46	116	2,534	2,452	7,000	10,721	1,106	323	21,602
令和6年	318	916	1,025	45	141	2,445	2,581	7,644	9,806	1,263	421	21,715

(3) 緑地用農薬の分野別出荷実績(平成27年度～令和6農年度)

年度	出荷量(単位:ton、kg)						出荷金額(単位:百万円)					
	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	調節剤	その他	合計	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	調節剤	その他	合計
平成27年	1	-	3,650	33	0	3,684	3	1	3,787	306	0	4,097
平成28年	1	0	3,777	50	0	3,828	2	0	3,796	353	0	4,151
平成29年	2	0	4,495	35	0	4,532	5	1	5,447	172	0	5,624
平成30年	1	0	4,975	52	0	5,027	2	0	6,625	456	0	7,083
平成31/令和元年	1	0	4,411	41	0	4,453	2	0	4,943	419	0	5,364
令和2年	1	0	4,552	82	0	4,635	2	-	5,018	764	0	5,784
令和3年	1	-	5,184	82	0	5,267	1	-	4,999	757	0	5,758
令和4年	1	-	4,907	95	-	5,003	1	-	5,067	820	-	5,889
令和5年	1	-	4,518	101	-	4,620	2	-	5,222	935	-	6,159
令和6年	0	-	5,052	76	-	5,128	2	-	7,569	1,003	-	8,574

(4) 樹木用農薬の分野別出荷実績(平成27年度～令和6農年度)

年度	出荷量(単位:ton、kg)						出荷金額(単位:百万円)					
	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	調節剤	その他	合計	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	調節剤	その他	合計
平成27年	426	1	8	2	48	485	3,369	2	11	43	131	3,556
平成28年	511	1	9	2	33	556	3,479	2	12	49	94	3,636
平成29年	461	0	8	4	29	502	3,721	2	10	82	81	3,895
平成30年	365	0	7	2	31	406	3,141	2	13	24	87	3,266
平成31/令和元年	330	1	9	2	42	384	2,918	2	16	22	116	3,074
令和2年	336	0	7	3	39	386	2,932	2	13	28	106	3,082
令和3年	285	1	9	3	42	340	2,855	2	16	35	126	3,033
令和4年	258	1	9	4	48	319	2,524	2	15	48	142	2,732
令和5年	280	1	11	5	52	349	2,489	2	14	60	143	2,708
令和6年	292	1	11	6	56	366	2,603	2	14	72	159	2,850

その他情報提供

協会会員(正会員、賛助会員)には当局からの通知や事務連絡等を都度メール(News Mail)で周知するとともに、年3回「会員通信」にまとめてメール配信しています。令和6年度の周知回数は27回でした。

また、メール受信ができないごく一部の会員には冊子を作成・提供して情報共有しています。

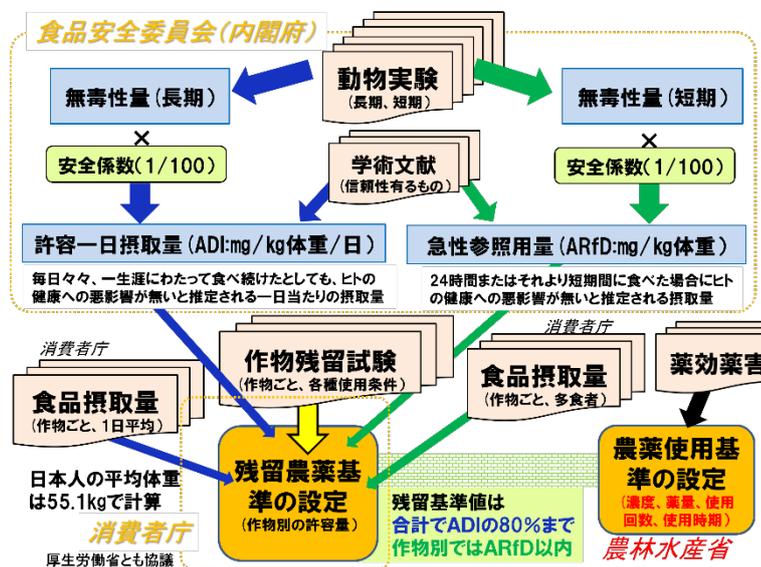
「緑の安全管理士」一人ひとりに対して、農薬登録情報、登録変更情報や病害虫発生予報を登録・発出の都度メール(News Mail)で周知するとともに、年3回「みどりのたより」にまとめてメール配信しています。令和6年度の周知回数は管理士会関連情報を含め43回でした。

また、「みどりのたより」の冊子を印刷し、都道府県の関係部局とメール受信ができない一部の会員に郵送しています(No.92号は563部)。

当協会ホームページでは、農薬の安全性、その安全な取り扱いや適正使用に関する情報をQ&Aなどに取りまとめて広く情報提供しています。

例: Q16 残留農薬の安全性を確保する仕組みはどうなっているの?

Answer 中の説明図



緑の安全管理士会

目的

「管理士会は、農耕地とゴルフ場、公園緑地や住宅地等における農薬使用の適正化及び緑の保全管理に関する最新の技術情報の提供・交換を行い、以って緑の安全管理士の知識、技能の維持向上を図り、緑の安全管理士の集団としての機能を果たすと共に、協会の公益目的事業の一環として活動することを目的とする。」

(緑の安全管理士会規約 第4条)

組織

「緑の安全管理士」の資格取得者により構成する全国組織で、緑の安全管理士の住所に基づく7支部体制とし、支部組織をつくり支部長、副支部長を置く。支部の名称は、北海道支部、東北支部、関東・甲信越支部、東海・北陸支部、近畿支部、中国・四国支部、および九州・沖縄支部とする。

(緑の安全管理士会規約 第3条)

事業

- ✓ 農薬の使用に係わる分野における(林地を除く。)農薬使用の適正化及び農薬の安全使用に関する新技術情報の提供及び交換
- ✓ 協会が作成した農薬の安全使用、適正使用に関する技術資料及び安全使用に関する普及、啓発資料等の案内・配布
- ✓ 緑の保全に係わる農薬使用の適正化及び緑の保全管理に関する現地研修会等の実施
- ✓ その他管理士会の目的を達成するために必要な事業

(緑の安全管理士会規約 第5条)

緑の安全管理士会のロゴマーク

緑の安全管理士にデザインを公募し、候補のなかから全管理士対象の投票で絞り込み、管理士会役員会により2025年4月18日に決定されました。

緑の安全管理士の名刺などで活用の予定。



緑の安全管理士の内訳

支部別の人数推移

支部名	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
北海道	250	265	280	277	266	272	251	267	256	254
東北	358	361	362	355	352	344	318	328	302	315
関東・ 甲信越	1,211	1,214	1,233	1,249	1,227	1,269	1,152	1,210	1,144	1,149
東海・ 北陸	403	400	388	372	367	380	323	346	320	323
近畿	258	276	280	275	274	280	265	283	267	278
中国・ 四国	220	224	224	220	217	205	190	194	180	193
九州・ 沖縄	238	247	239	233	235	239	217	222	216	218
合計	2,938	2,987	3,006	2,981	2,938	2,989	2,716	2,850	2,685	2,730

支部別資格の割合(令和7年)

	農耕地分野	緑地・ ゴルフ場分野	両分野	支部合計
北海道	220	26	8	254
東北	224	84	7	315
関東・甲信越	506	613	30	1,149
東海・北陸	125	190	8	323
近畿	134	135	9	278
中国・四国	109	76	8	273
九州・沖縄	138	78	2	218
合計	1,456	1,202	72	2,730

5. 資料

➤ 公益社団法人 緑の安全推進協会会員

1) 令和7年度正会員(個社)

アース製薬(株)	(株)金星商会
アイターフ(有)	クミアイ化学工業(株)
アグロ カネショウ(株)	(有)グランド緑化
(株)アグロ信州	グリーンテック(株)
(株)曙通商	(株)栗原辨天堂
浅田商事(株)	京浜興農(株)
(有)アサヒグリーン	(株)ケーエス
(株)アセント	(株)晃栄
アリストライフサイエンス(株)	小西安農業資材(株)
(株)池田	(株)コハタ
(株)石沢商事	小柳協同(株)
石原産業(株)	コルテバ・アグリサイエンス日本(株)
石原バイオサイエンス(株)	(株)コンゴグリーン
井筒屋化学産業(株)	(有)サギサカ
岩手農蚕(株)	サンアグロ(株)
岩淵農薬(株)	(有)サングリーン
海野薬品(株)	(株)サングリン太陽園
(有)エスケージー	サンケイ化学(株)
(株)エス・ディー・エス バイオテック	(株)サンケイグリーン
エフエムシー・ケミカルズ(株)	(株)三商
(株)エムシー緑化	山陽種苗(株)
エンバイロサイエンスジャパン(株)	山陽薬品(株)
大内新興化学工業(株)	山陽薬品(株)島根支店
OAT アグリオ(株)	CBC(株)
(株)温仙堂	(有)ジープロ
(株)カーリット	シンジェンタジャパン(株)
科研製薬(株)	住商アグロインターナショナル(株)
(株)金田商店	住友化学(株)
(株)カマタグリーン	住友化学園芸(株)
(株)喜多猿八	正和商事(株)
九州農材(株)	ZMクロッププロテクション(株)
協友アグリ(株)	(有)創緑メンテナンス

大信産業(株)	(株)藤本グリーン
大同商事(株)	フマキラー(株)
大日本除虫菊(株)	(株)フレッシュグリーンジャパン
(株)高岡屋	ホクサン(株)
(株)ダスキン	北海道グリーン農材(株)
(株)田辺商店	北興化学工業(株)
(株)ティー・ケー・エス	北興産業(株)
(株)テイ・ジー・エム	保土谷アグロテック(株)
東海物産(株)	保土谷 UPL(株)
東洋グリーン(株)	(株)マイスター
(株)トモグリーン・ケミカル	牧造園(株)
豊田肥料(株)	(有)丸善薬品商会
新潟グリーンメンテナンス(株)	丸和バイオケミカル(株)
日栄商事(株)	三笠産業(株)
(株)ニチノー緑化	三井化学クロップ&ライフソリューション(株)
日産化学(株)	(有)みどりを守る共済会
日産緑化(株)	宮本商事(株)
(株)日星サービス	(株)山 正
(株)ニッソーグリーン	(株)山清商店
日本化薬(株)	(株)ヤマモト
日本曹達(株)	ヤンマー&アグリ(株)
ニホンターフメンテナンス(株)	雪印種苗(株)
日本農薬(株)	(株)ヨシミ
バイエル クロップサイエンス(株)	吉本商事(株)
(株)バイタルグリーン	(株)理研グリーン
(株)ハイポネックス ジャパン	良地産業(株)
BASFジャパン(株) 環境緑化製品部	緑地メンテナンス(株)
(株)東日本肥料	レインボー薬品(株)
(株)日の丸産業社	(株)ロイヤルグリーンメンテナンス
広田産業(株)	

2) 令和 7 年度正会員(団体)

(一財)関西グリーン研究所	(公社)日本家庭園芸普及協会
クロープライフジャパン	(一社)日本くん蒸技術協会
(一財)残留農薬研究所	(公財)日本植物調節剤研究協会
(一社)静岡県ゴルフ場協会	(一社)日本植物防疫協会
全国農業協同組合連合会	(一社)農林水産航空協会
全国農薬協同組合	(一社)林業薬剤協会

3) 令和 7 年度賛助会員

(株)エスコ
中日本高速道路(株) 東京支社
日本エコテック(株)

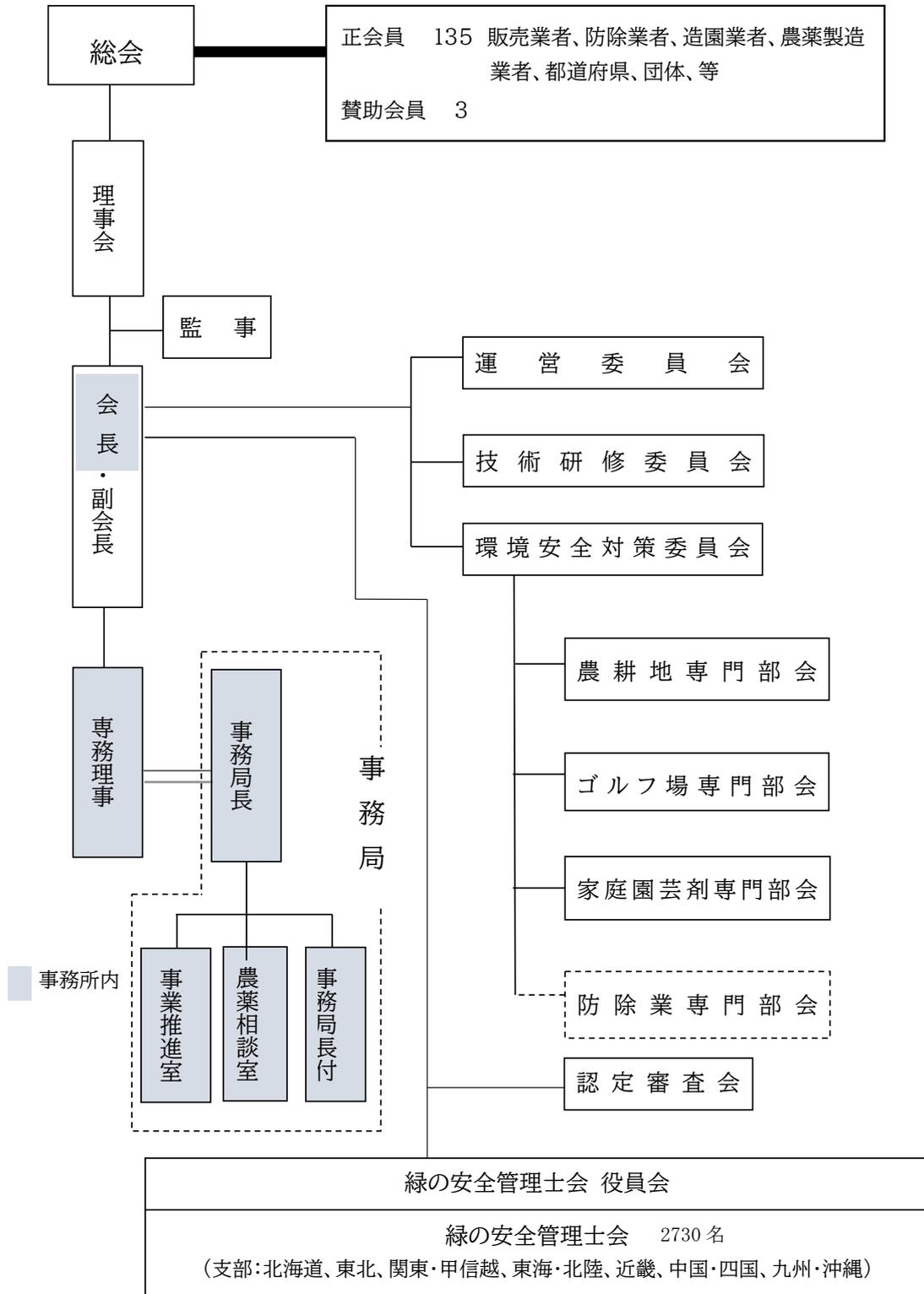
➤ 緑の安全推進協会役員一覧

	平成 27.6～	平成 28.6～	平成 29.6～	平成 30.6～	令和 1.6～	令和 2.6～
会長	齊藤 登	齊藤 登	齊藤 登※	根岸 寛光	根岸 寛光	根岸 寛光
副会長	平田 公典	平田 公典	西本 麗	西本 麗	小池 好智	小池 好智
//	小林 由幸	小林 由幸	小林 由幸※	小林 由幸	小林 由幸	小林 由幸
専務理事	内田又允勲門	内田又允衛門	内田又允衛門	内田又允衛門	濱出 信正	濱出 信正
理事	青木邦男	青木邦男	新井 清司	宇野 彰一	足立 純一	足立 純一
//	尾嶋正弘	尾嶋正弘	宇野 彰一	清水 等	大森 茂	大森 茂
//	小田敏晴	小田敏晴	小田敏晴	園田 正則	清水 等	篠原 卓朗
//	坂井哲四郎	廣瀬 薫	壇辻寛和	谷 和功	高橋 史郎	高橋 史郎
//	壇辻寛和	壇辻寛和	中島正成	壇辻寛和	壇辻 寛和	壇辻 寛和
//	姫島正樹	姫島正樹	姫島正樹	中島正成	浜本 悟	浜本 悟
//	宮田敏宥	細川寛治	廣瀬 薫	姫島正樹	溝口 正士	溝口 正士
//	矢野俊彦	矢野俊彦	細川寛治	廣瀬 薫	山田 正和	山田 正和
監事	小西敏之	小西敏之	小西敏之	小西敏之	阪本 剛	阪本 剛
//	阪本 剛	阪本 剛	阪本 剛	阪本 剛	鈴木 望文	鈴木 望文

	令和3.6～	令和4.6～	令和5.6～	令和6.6～	令和7.6～
会長	根岸 寛光	根岸 寛光	根岸 寛光	根岸 寛光	根岸 寛光
副会長	本田 卓	本田 卓	小澤 敏	小澤 敏	岩田 浩幸
//	小林 由幸	小林 由幸	小林 由幸	小林 由幸	小林 由幸
専務理事	白岩 豊	白岩 豊	白岩 豊	白岩 豊	白岩 豊
理事	足立 純一	足立 純一	足立 純一	足立 純一	仁木 理人
//	梅田 公利	梅田 公利	梅田 公利	梅田 公利	梅田 公利
//	江口 禎之	大森 茂	大森 茂	大森 茂	栗原 秀樹
//	大森 茂	小澤 敏	井ノ下 順二郎	井ノ下 順二郎	林 和也
//	齊藤 一雄	河西 康弘	河西 康弘	河西 康弘	三浦 洋之
//	篠原 卓朗	篠原 卓朗	篠原 卓朗	篠原 卓朗	篠原 卓朗
//	高橋 史郎	住田 明子	秋森 吉樹	秋森 吉樹	秋森 吉樹
//	山田 正和	永井 統尋	永井 統尋	永井 統尋	永井 統尋
//					松浦 克浩
外部理事					石田 直理雄
監事	鈴木 望文	鈴木 望文	鈴木 望文	鈴木 望文	鈴木 望文
//	松浦 克浩	松浦 克浩	松浦 克浩	松浦 克浩	
外部監事					瀬川 雅裕

※:平成 29 年 12 月～平成 30 年 6 月の会長は小林 由幸氏

公益社団法人 緑の安全推進協会 組織・体制図 2025年6月現在



➤ 緑の安全管理士会

1) 緑の安全管理士会役員一覧

年	平成 28	平成 29	平成 30	令和	令和 2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
会長	水流 昇	水流 昇	水流 昇	水流 昇	水流 昇	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男
副会長	舟山 茂	舟山 茂	真田正彦	真田正彦	真田正彦	真田正彦	真田正彦	吉岡忠志	吉岡忠志	吉岡忠志
北海道支部										
支部長	弓削知憲	弓削知憲	弓削知憲	弓削知憲	弓削知憲	佐々木豊	佐々木豊	佐々木豊	佐々木豊	佐々木豊
副支部長	関 澄之	関 澄之	関 澄之	森 信彦						
副支部長	森 信彦	森 信彦	森 信彦			石垣利高	石垣利高			
東北支部										
支部長	平尾 明	大田 博	大田 博	正木吉範						
副支部長	正木吉範	正木吉範	正木吉範	木根雅道						
関東・甲信越支部										
支部長	舟山 茂	舟山 茂	真田正彦	真田正彦	真田正彦	真田正彦	真田正彦	渋谷浩司	渋谷浩司	渋谷浩司
副支部長	真田正彦	真田正彦	渋谷浩司	渋谷浩司	渋谷浩司	渋谷浩司	渋谷浩司	小川浩司	小川浩司	小川浩司
副支部長	渋谷浩司	渋谷浩司	宮原裕介	宮原裕介	宮原裕介	小川浩司	小川浩司	中村陽一	中村陽一	中村陽一
東海・北陸支部										
支部長	三嶋公明	三嶋公明	三嶋公明	三嶋公明	三嶋公明	大石 浩				
副支部長	大石 浩	大石 浩	大石 浩	大石 浩	大石 浩	福島 勉				
近畿支部										
支部長	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男	紀平茂男
副支部長	宮本 淳	阪本 順	阪本 順	阪本 順	荻原啓雅	荻原啓雅	荻原啓雅	荻原啓雅	荻原啓雅	荻原啓雅
副支部長	森 昌幸									
中国・四国支部										
支部長	吉岡忠志	吉岡忠志	吉岡忠志	吉岡忠志	吉岡忠志	吉岡忠志	吉岡忠志	吉岡忠志	吉岡忠志	吉岡忠志
副支部長	吉澤昌之	吉澤昌之	吉澤昌之	吉澤昌之	吉澤昌之	吉澤昌之	吉澤昌之	吉澤昌之	西山 聡	西山 聡
副支部長					西山 聡	西山 聡	西山 聡	西山 聡	西本正巳	西本正巳
九州・沖縄支部										
支部長	水流 昇	水流 昇	水流 昇	水流 昇	水流 昇	竹井嘉浩	竹井嘉浩	竹井嘉浩	古川健太	古川健太
副支部長	吉見哲郎	吉見哲郎	吉見哲郎	吉見哲郎	吉見哲郎	原田勝之	原田勝之	原田勝之	原田勝之	原田勝之
副支部長	竹井嘉浩	竹井嘉浩	竹井嘉浩	竹井嘉浩	竹井嘉浩					

2)「緑の安全管理士」都道府県別資格取得者数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
北海道	250	265	280	277	266	272	251	267	256	254
青森	49	47	44	42	42	42	42	41	41	42
岩手	49	51	47	48	49	50	50	54	52	54
宮城	139	142	145	129	117	114	100	101	96	102
秋田	54	55	57	56	56	55	52	55	52	53
山形	44	43	45	51	54	48	37	36	26	27
福島	23	23	24	29	34	35	37	41	35	37
茨城	109	105	111	103	97	96	84	88	79	86
栃木	28	25	26	25	25	24	24	25	24	23
群馬	28	26	28	31	31	35	22	23	20	18
埼玉	108	111	111	119	116	119	107	115	109	105
千葉	81	82	80	84	79	83	75	79	74	85
東京	603	603	611	609	602	626	583	610	592	592
神奈川	88	83	85	88	81	90	90	95	89	90
山梨	21	20	21	23	23	25	22	23	20	19
長野	76	86	86	92	96	93	80	86	81	78
新潟	69	73	74	75	77	78	65	66	56	53
静岡	121	118	112	95	99	99	86	93	84	86
富山	37	43	43	42	41	42	37	36	33	37
石川	15	14	15	18	16	17	16	17	16	14
福井	10	9	9	9	9	9	9	10	10	11
愛知	155	148	141	139	136	147	123	134	125	123
岐阜	30	30	32	33	31	33	30	32	30	34
三重	35	38	36	36	35	33	22	24	22	18
滋賀	18	22	28	30	28	28	29	32	32	30
京都	7	5	7	7	8	8	11	12	12	12
大阪	168	179	167	166	165	171	166	175	163	177
兵庫	42	45	51	46	51	49	38	39	35	34
奈良	6	8	7	6	6	5	6	9	9	9
和歌山	17	17	20	20	16	19	15	16	16	16
鳥取	21	20	22	19	17	14	9	7	7	11
島根	13	14	12	12	13	10	10	10	9	9
岡山	69	73	73	66	64	60	58	60	60	61
広島	49	49	53	56	60	61	57	56	51	54
山口	13	12	12	16	17	17	20	20	19	16
徳島	10	10	9	8	8	8	10	10	9	9
香川	13	14	13	13	12	12	10	11	10	14
愛媛	17	17	17	18	15	14	8	11	8	10
高知	15	15	13	12	11	9	8	9	7	9
福岡	102	116	114	108	113	115	107	105	103	103
佐賀	13	12	8	9	10	11	11	12	11	11
長崎	5	6	8	9	7	7	5	6	6	7
熊本	44	38	34	35	36	34	28	34	32	32
大分	12	13	10	9	7	7	8	8	8	8
宮崎	10	9	9	12	10	12	11	10	9	10
鹿児島	49	51	54	49	50	51	45	45	45	45
沖縄	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	2,938	2,987	3,006	2,981	2,938	2,989	2,716	2,850	2,685	2,730

➤ 行政動向(通知等)

【平成 28 年度】

- ・平成 28 年度農薬危害防止運動の実施について

平成 28 年 4 月 26 日付 28 消安第 305 号 農林水産省消費・安全局長

- ・農林水産関係事業者等が保有する特定個人情報の適切な管理の徹底についての関係団体等への周知について

平成 28 年 5 月 23 日付 28 消安第 770 号 農林水産省消費・安全局長

- ・「飼料の有害物質の指導基準の制定について」の一部改正について

平成 28 年 8 月 8 日付 28 消安第 2006 号 農林水産省消費・安全局長

- ・「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

平成 28 年 8 月 8 日付 28 消安第 2005 号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、水産安全管理課長

28 生畜第 591 号 生産局畜産部飼料課長

28 政統第 678 号 政策統括官付穀物課長

- ・「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の修正について

平成 28 年 9 月 5 日付 事務連絡 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長 消費・安全局畜産安全管理課長、生産局畜産部飼料課長、政策統括官付穀物課長

- ・ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 27 年度水質調査結果について

平成 28 年 9 月 事務連絡 環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

- ・「飼料の有害物質の指導基準の制定について」の一部改正及びそれに伴う関連通知の一部改正について

平成 28 年 12 月 22 日付 28 消安第 3615 号 農林水産省消費・安全局長

- ・企業従業員等に対するマイナンバー(社会保障・税番号)制度の周知・広報について(依頼)

平成 29 年 1 月 19 日付 28 消安第 4687 号 農林水産省消費・安全局長

- ・農林水産関係事業者が保有する個人情報の適切な管理の徹底についての関係団体等への周知について

平成 29 年 3 月 31 日付 28 消安第 5687 号 農林水産省消費・安全局長

- ・「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱い」の一部改正について

平成 29 年 3 月 31 日付 28 消安第 5888 号 農林水産省消費・安全局長

国空航第 11612 号、国空機第 9879 号 国土交通省航空局長

【平成 29 年度】

- ・平成 29 年度農薬危害防止運動の実施について

平成 29 年 4 月 26 日付 29 消安第 225 号 農林水産省消費・安全局長

- ・「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」の一部改正について

平成 29 年 12 月 1 日付 29 消安第 4265 号 農林水産省消費・安全局長

- ・農薬の使用方法における「無人航空機」の取扱いについて

平成 30 年 12 月 25 日付 29 消安第 4974 号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

・「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について」(平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)の一部改正について

平成30年1月26日付29消安第5307号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

・「国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関する指針について」の一部改正について

平成30年3月13日付29消安第5314号 農林水産省消費・安全局長

・平成27年度及び平成28年度の食品流通改善巡回点検指導事業(農産物安全対策業務)の調査点検結果について

平成30年3月28日付29消安第6191号 農林水産省消費・安全局長

・「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の一部改正について

平成30年3月29日付29消安第6335号 農林水産省消費・安全局長

・「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について」(平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)の一部改正について

平成30年3月29日付29消安第6336号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

【平成30年度】

・農業技術の基本指針(平成30年改定)について

平成30年3月29日付事務連絡 農林水産省大臣官房技術政策室

・空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の一部改正について

平成30年3月30日付29消安第6434号 農林水産省消費・安全局長

・平成30年度農薬危害防止運動の実施について

平成30年4月25日付30消安第256号 農林水産省消費・安全局長

・食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

平成30年7月3日付生食発0703第1号 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官

・特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第5条から第196条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について

平成30年11月30日付30消安第4215号 農林水産省消費・安全局長

・農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係資料の送付について

平成30年12月6日付 事務連絡 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

・「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」の一部改正について

平成30年12月19日付30消安第4500号 農林水産省消費・安全局長

・「農薬の登録申請に係る試験成績について」の一部改正について

平成31年2月22日付30消安第5464号 農林水産省消費・安全局長

・農薬の使用方法の表示及び提出を要する試験の取扱いについて

平成31年2月22日付30消安第5541号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

・農薬取締法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係課長通知(農薬登録関係)の改正について

平成31年2月26日付30消安第5421号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

- ・農薬取締法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係局長通知(農薬安全指導関係)の改正について
平成 31 年 3 月 1 日付 30 消安第 5561 号 農林水産省消費・安全局長

【平成 31 年度/令和元年度】

- ・農薬の登録申請において提出すべき資料について
平成 31 年 3 月 29 日付 30 消安第 6278 号 農林水産省消費・安全局長
- ・農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について
平成 31 年 3 月 29 日付 30 消安第 6281 号 農林水産省消費・安全局長
- ・「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」の改正について
平成 31 年 3 月 29 日付 30 消安第 6279 号 農林水産省消費・安全局長
- ・2019 年度農薬危害防止運動の実施について
平成 31 年 4 月 23 日付 31 消安第 233 号 農林水産省消費・安全局長
- ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の公布について
令和元年 5 月 17 日付 31 消安第 494 号 農林水産省消費・安全局長
- ・平成 29 年度の食品流通改善巡回点検指導事業(農産物安全対策業務)の調査点検結果について
令和元年 6 月 7 日付元消安第 458 号 農林水産省消費・安全局長
- ・「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について
令和元年 6 月 28 日付元消安第 910 号 農林水産省消費・安全局長
- ・「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第 5 条から第 19 条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」の一部改正について
令和元年 6 月 28 日付元消安第 914 号 農林水産省消費・安全局長
- ・農薬の生活環境動植物への影響評価について
令和元年 7 月 5 日付 事務連絡 環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室
- ・「空中散布等を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱い」の一部改正について
令和元年 8 月 23 日付元消安第 1958 号 農林水産省消費・安全局長
国空航第 1018 号、国空機第 639 号 国土交通省航空局長
- ・「農薬の登録新申請において提出すべき資料について」(平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産消費・安全局長通知)等の一部改正について
令和元年 9 月 9 日付元消安第 2123 号 農林水産消費・安全局長
- ・「空中散布等を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱い」の一部改正について
令和 3 年 9 月 23 日付 2 消安第 2653 号 農林水産省消費・安全局長
国空航第 1741 号 国空機第 606 号国土交通省航空局長
- ・ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 30 年度水質調査結果について
令和元年 11 月 18 日付 事務連絡 環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室
- ・「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」の一部改正について
令和 2 年 1 月 21 日付元消安第 4446 号 農林水産省消費・安全局長
- ・風水害発生時の毒物及び劇物の保管管理等に係る留意事項について
令和 2 年 2 月 3 日付元消安第 4622 号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
- ・被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について
令和 2 年 3 月 11 日付元消安第 5645 号 農林水産省消費・安全局長

・ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について

令和2年3月27日付環水大土発第2003271号 環境省水・大気環境局長

【令和2年度】

・令和2年度農薬危害防止運動の実施について

令和2年5月15日付2消安第457号 農林水産省消費・安全局長

・農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの一部改正について

令和2年5月18日付2消安第695号 農林水産省消費・安全局長

・農薬危害防止運動用ポスターの掲示依頼について

令和2年5月21日付2消安第872号 農林水産省消費・安全局安全管理課長

・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

令和2年5月28日付2消安第897号 農林水産省消費・安全局長

・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

令和2年6月1日付2消安第921号 農林水産省消費・安全局長

・被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底について

令和2年7月15日付2消安第1758号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

・「農薬登録申請時に提出する資料について(ドシエガイダンス)」の一部改正について

令和2年8月21日付2消安第1792号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について

令和2年8月26日付2消安第2313号 農林水産省消費・安全局長

・「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について

令和2年8月21日付2消安第1790号 農林水産省消費・安全局長

・食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について

令和2年8月31日付2消安第2496号 農林水産省消費・安全局長

・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の公布及び飼料の有害物質の指導基準及び管理基準についての一部改正について(通知)

令和2年10月15日付2消安第4278号 農林水産省消費・安全局長

・「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部改正について

令和2年12月1日付2消安第3705号 農林水産省消費・安全局長

・「空中散布等を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱い」の一部改正について

令和3年1月15日付2消安第4425号 農林水産省消費・安全局長

国空航第2897号 国空機第996号 国土交通省航空局長

【令和3年度】

・令和3年度農薬危害防止運動の実施について

令和3年4月27日付3消安第560号 農林水産省消費・安全局長

・ゴルフ場で使用される農薬に係る令和2年度水質調査結果について

令和3年10月6日付事務連絡 環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

・国際水準 GAP の推進について

令和4年3月8日付3農産第3417号 農林水産省農産局長

【令和4年度】

・国際水準GAPガイドライン(指導マニュアル)等について

令和4年4月22日付4農産第385号 農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長

・令和4年度農薬危害防止運動の実施について

令和4年5月2日付4消安第650号 農林水産省消費・安全局長

・「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たんぱく質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」及び「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の一部改正について

令和4年5月31日付4消安第1075号 農林水産省消費・安全局長

・「飼料として使用する粳米への農薬使用について」の一部改正について

令和4年12月22日付4消安第5108号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長畜水産安全管理課長

4畜産第2048号 畜産局飼料課長

4農産第3850号 農産局穀物課長

【令和5年度】

・令和5年度農薬危害防止運動の実施について

令和5年4月28日付5消安第652号 農林水産省消費・安全局長

・「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」の一部改正について

令和5年7月31日付5消安第2598号 農林水産省消費・安全局長

・「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について

令和5年10月2日付5消安第3152号 農林水産省消費・安全局長

・農薬取締法施行規則の一部を改正する省令

令和5年9月29日付農林水産省令第49号官報(号外第204号)

・「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

令和6年2月14日付5消安第6726号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長

5農産第4251号 農産局穀物課長

5畜産第2443号 畜産局飼料課長

【令和6年度】

・微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について

令和6年4月1日付5消安第7650号 農林水産省消費・安全局長

・天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について

令和6年4月1日付5消安第7651号 農林水産省消費・安全局長

・「代謝及び残留に関する審査ガイダンス」の一部改正について

令和6年4月1日付5消安第7771号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

- ・「農薬(製剤)の生活環境動植物(水産動植物)に関する審査ガイダンス」の一部改正について
令和6年4月1日付5消安第7772号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
- ・「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」の一部改正について
令和6年4月1日付5消安第7653号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
- ・令和6年度農薬危害防止運動の実施について
令和6年4月25日付6消安第685号 農林水産省消費・安全局長
- ・「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第5条から第19条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」の一部改正について
令和6年9月27日付6消安第3473号 農林水産省消費・安全局長
- ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関係通知の改正及び飼料の公定規格の一部改正に伴う肉骨粉の表示について
令和6年10月3日付6消安第2240号 農林水産省消費・安全局長

【令和7年度】

- ・令和6年度農薬危害防止運動の実施について
令和7年4月25日付7消安第611号 農林水産省消費・安全局長

あとがき

昭和の終わり頃に顕在化したゴルフ場農薬問題に危機感を覚えた農薬業界の有志が農薬工業会(当時)の活動を通じて平成元年に任意団体を立ち上りました。その後、農薬の安全性の啓発と適正使用の指導を進めつつ、平成7年に全日本緑地管理協議会と一緒に社団法人緑の安全推進協会を設立してから30年がたちました。その間、農薬に関する正しい理解、効率的で安全な使用技術等の普及とその適正使用の推進に注力された諸先輩方の努力と関係当局・機関・団体の活動により、ゴルフ場等での農薬の水質汚濁(飲み水の安全)場面の課題はほぼ解消され、農薬の使用と保管場面での危害も減少しております。

しかしながら、いまだに農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、周辺環境等での被害の発生事例や、農薬の不適正使用による農作物の残留基準超過事例が散見される状況が続いています。

私たち事務局や緑安協委嘱講師各位は、農薬の使用に際して、植栽や農作物自体の安全(薬害面)①はもとより、農薬使用者の安全②、収穫物(一般市民/老若男女の食や飼料)の安全③、周辺住民や周辺の生活環境とそこに生息する動植物の安全④、の4つの安全の確保を指導・啓発し続けています。

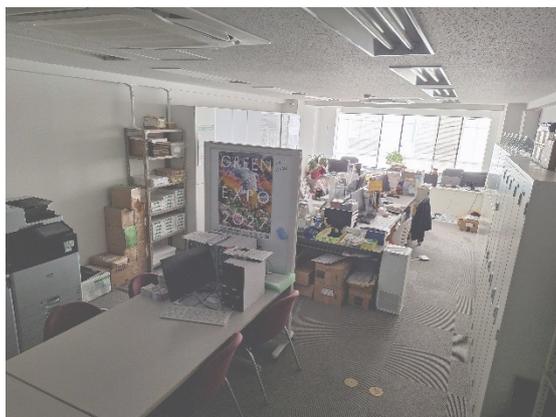
引き続き公益法人として顧客目線で取り組みを進めてまいりますので、今後とも皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

令和7年6月吉日 事務局一同

旧事務室(全農薬ビル)



新事務室(第5パークサイドビル)



発行日 令和7年6月

編集発行人 根岸寛光

発行 公益社団法人 緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-12-11

(第5パークサイドビル2階)

TEL. 03-5209-2511 FAX. 03-5209-2513

Web. <https://www.midori-kyokai.com>
